

令和元年

## 第3回定例輪之内町議会会議録

令和元年9月3日 開会

令和元年9月13日 閉会

輪之内町議会

## 第3回定例輪之内町議会会議録目次

9月3日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	5
町長提案説明	5
議第40号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 2
議第41号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 4
議第42号（提案説明・質疑・委員会付託）	1 6
議第43号（提案説明・質疑・委員会付託）	2 0
議第44号（提案説明・質疑・委員会付託）	2 2
議第45号から議第49号まで（提案説明・質疑・委員会付託）	2 3
議第50号（提案説明・質疑・討論・採決）	2 7
議第51号（提案説明・質疑・討論・採決）	3 0
議第52号（提案説明・質疑・委員会付託）	3 1
議第53号（提案説明・質疑・委員会付託）	3 6
議第54号（提案説明・質疑・委員会付託）	3 8
議第55号（提案説明・質疑・討論・採決）	3 9
議第56号（提案説明・質疑・討論・採決）	4 1
議第57号（提案説明・質疑・討論・採決）	4 2
散会	4 4

9月13日

議事日程	4 5
本日の会議に付した事件	4 5
出席議員	4 5

欠席議員	4 6
説明のため出席した者	4 6
職務のため出席した事務局職員	4 6
開議	4 7
諸般の報告	4 7
一般質問	4 7
3 番 土井田崇夫議員	4 7
2 番 林 日出雄議員	5 3
5 番 浅野 進議員	5 6
1 番 大橋慶裕議員	5 9
6 番 上野賢二議員	6 2
議第42号から議第44号まで及び議第52号から議第54号まで (委員長報告・質疑・討論・採決)	7 2
議第45号から議第49号まで (委員長報告・質疑・討論・採決)	8 0
閉会	9 1
会議録署名議員	9 2

令和元年9月3日開会 第3回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

令和元年9月3日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長提案説明
- 日程第6 議第40号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 議第41号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議第42号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第43号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第44号 令和元年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第45号 平成30年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議第46号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議第47号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議第48号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議第49号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議第50号 輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第51号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第52号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第53号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第54号 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第55号 輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例について

日程第22 議第56号 輪之内町防災行政無線同報系デジタル化整備工事請負契約の締結  
について

日程第23 議第57号 輪之内町小中学校タブレットパソコン等の取得にかかる契約の締結  
について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23までの各事件

○出席議員（9名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 経営戦略課長	荒川浩	会計管理者兼 総務課長兼 危機管理課長	田中久晴
教育課長	中島良重	住民課長	野村みどり
税務課長兼 会計室長	伊藤早苗	土地改良課長	田内満昭
福祉課長	菱田靖雄	建設課長	大橋勝弘
産業課長	松井和明	代表監査委員	野々垣昌司

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（小寺 強君）

ただいまの出席議員数は9名です。

全員出席でありますので、令和元年第3回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（小寺 強君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により、議長において、3番 土井田崇夫君、7番 高橋愛子君を指名いたします。

---

○議長（小寺 強君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月13日までの11日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から9月13日までの11日間と決定いたしました。

---

○議長（小寺 強君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から平成30年度5月分、令和元年度5月分、6月分、7月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、町長から平成30年度健全化判断比率等の報告がありました。

平成30年度決算審査意見書は、お手元に配付のとおりです。

本日は代表監査委員に出席していただいておりますので、御報告をお願いいたします。

代表監査委員 野々垣昌司君。

○代表監査委員（野々垣昌司君）

おはようございます。

御指名をいただきましたので、監査の結果について御報告させていただきます。

平成30年度の輪之内町一般会計並びに各特別会計の決算及び各基金の運用状況の審査を高橋愛子監査委員とともに厳正かつ公平に実施しましたので、監査委員を代表してお手元の決算審査意見書により申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成30年度の各会計歳入歳出決算及び証書類並びに同法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査いたしました。

審査の対象とした会計は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、児童発達支援事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計の5つの会計並びに各基金の運用状況について審査の対象といたしました。

審査の期日は、令和元年7月22日から23日の2日間にわたり実施いたしました。

審査に当たりましては、予算が適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、決算書、附属書類などにに基づきながら、あわせて関係職員の説明を聴取する形で実施しました。

審査の結果を申し上げます。

審査に付されました一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、その内容を審査した結果、決算計数は誤りのないものと認められ、会計経理は完全でありました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係帳簿及び証書類と合致しており、誤りのないものと認められました。

決算の概要と基金の運用状況、審査の意見については、この意見書に記載したとおりであります。

最後になりますが、人口減少や情報通信技術の著しい進展は、今後の経済社会にこれまでにない大きな変化をもたらすものと考えられます。町の財政は、依然として厳しい状況が続きますので、社会の変化を十分に把握し、必要とする事業を的確に選択するなど、限られた財源の効率的な活用に努められ、真に住民に必要な安心で安全な住みやすいまちづくりを進められますよう期待するものであります。

以上のとおり、平成30年度の決算審査の結果を申し述べましたが、私ども監査委員は、今後とも町政の公正かつ効率的な運営のため、その使命を全力で果たしてまいりますので、議会並びに町執行部の皆様方の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

#### ○議長（小寺 強君）

ありがとうございました。

野々垣昌司代表監査委員には御退場をお願いします。

（代表監査委員 野々垣昌司君退場）



○議長（小寺 強君）

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（小寺 強君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（小寺 強君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和元年第3回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中、御出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

今年の夏も、口を開けば暑い暑いという言葉しか出ないほど尋常ではない暑さが続きました。ようやく朝晩は過ごしやすくなってまいりましたけれども、夏ばて状態の方もお見えになるかと思いますので、どうか御自愛をいただきたいと思います。

さて、昨今の諸外国における政治経済上の紛争は、皆さん御案内のとおりでありますけれども、この状況は、第2次世界大戦の反省から生まれた国際協調主義が崩壊したと言わざるを得ない惨状を呈しております。自国中心主義、いわゆる自国ファーストという呼び方もされるようですけれども、それが極端に主張され、アメリカと中国、EUとイギリス、日本と韓国等々で修復困難な対立が起き、收拾のめどすら立たないほどに泥沼化しております。

国家間の対立が一地方公共団体の経済活動にも直接的・間接的に影響を及ぼしかねない状況ではありますが、我々も無関心を装うことはできません。グローバルな展開の中でみずからの立ち位置を確立し、誤りなき自治体経営を進めてまいります。

一方、国内に目を転じますと、8月28日から29日にかけての九州北部、特に佐賀県での豪雨災害は、改めて豪雨災害の恐ろしさというものを見せつけてしまったというのは御案内のとおりであります。

降り始めからの降水量が600ミリを超えた地点もあるようで、平年の8月の2倍を超える記録的な大雨が短時間に降り、現在までにわかっている人的被害は、死者4名、行方不明者1名、また床上浸水が福岡県・佐賀県・長崎県合わせて81軒、床下浸水が、これも合わせますと305軒、避難を余儀なくされている方々も相当多数に上る状況でございます。ここに、この豪雨災害で亡くなられた方、負傷された方々に哀悼の意を表する

とともに、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

この状況は、対馬海峡付近にあった前線に向かって暖かい湿った空気が流れ込み、いわゆる線状降水帯というものが発生したことによるものとの発表がなされております。これは全く遠いところの話ではなくて、どこで起きてもおかしくない状況であります。このことをいま一度、私自身はもちろんのことではありますが、全職員、関係機関が再認識し、今後の台風シーズンに向けた備えを万全にしなければなりません。

そうした意味からも、一昨日実施した総合防災訓練は、短い時間の中でも反復訓練により、そのスムーズな初動体制の確立に向けて取り組んだものであります。

こうした反復訓練により、自分自身が次に何をすべきかを学習することが、ひいては自助につながると考えておりますし、これが点から線、そして面となることで共助、公助につながっていくものと考えております。御理解を賜りますようお願いをいたします。

それでは、本日提出させていただきます議案について御説明をいたします。

提出議案の内訳は、人事案件2件、補正予算3件、決算認定関係5件、条例改正6件、契約案件2件の合計18件でございます。

それでは、議案の概要を順次御説明申し上げます。

人事案件である議第40号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員3名のうち1名がこの9月30日をもって任期満了となることから、地方税法第423条第3項の規定により、委員の選任につき議会の同意を求めるものであります。

また、議第41号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員4名のうち1名がこの9月30日をもって任期満了、また1名が5月31日付にて辞職をしたことに伴い、2名の委員の任命につき同意を求めるもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員の任命につき議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、補正予算関係でございます。

議第42号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,726万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,114万8,000円と定めるものであります。

また、地方債の補正として、令和元年度の普通交付税額が確定したことに関連しまして臨時財政対策債の発行額を増額補正するものでございます。

後ほど担当課長から詳細な説明をさせますので、私からは補正予算の概要を説明させていただきます。

それでは、まず歳出の補正予算について御説明を申し上げます。

総務費における生活安全対策費については、交通安全対策費で交通安全諸施設の修繕料について不足することが見込まれますので、その不足分を計上しております。

次に、企画費では、三世代同居・近居助成金を追加計上するものであります。

続きまして、民生費の社会医療費では、元号の変更に伴う乳幼児受給者証の全件更新及び福祉医療費の事業費確定に伴う精算還付金を計上、また国民健康保険費では、国保会計への繰出金を計上しております。

次に、介護保険費については安八郡広域連合への負担金の追加で、その内訳は、低所得者保険料軽減補助金の増と地域支援事業費を追加しようとするものであります。

続いて、児童福祉総務費では、第三子以後出産祝金の件数増による追加計上、そして児童福祉施設費では、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、町外幼稚園等に通園している児童の自己負担分について当町が負担すべき費用をそれぞれ計上するものでございます。

次に、衛生費の保健衛生総務費では、養育医療費支給申請者の増による追加計上と、30年度分の国・県の療育医療費負担金の精算による返還金を計上するものでございます。

次に、美化推進費については、ごみ袋の在庫数の減に伴い、追加発注をするものでございます。

続いて、消防費の非常備消防費では、過日行われました岐阜県消防操法大会に当町が出場したことに伴いまして、その関連経費を現計予算から前倒し執行したところでありましたが、今後の消防業務に係る経費を精査し、不足する経費を追加計上したものでございます。

続いて、防災センター管理費については、大藪コミュニティ防災センター、福東コミュニティ防災センターにおける修繕費の追加、各コミュニティ防災センターのトイレの洋式化工事等を計上いたしております。工事の内容は、福東コミュニティ防災センターでの漏水防止工事、3つのコミュニティ防災センターの既存の洋式トイレの便座を更新することとしております。

続いて、教育費では、教育委員会費として地域学校協働活動推進事業の実施に伴い、諸経費を計上するものであります。なお、この事業については、県の補助金の対象事業となり、去る7月31日に内定通知がございました。事業は、補助対象経費の3分の2相当の補助金を受け入れて実施するものであります。

次に、小学校費、中学校費においては、消防用設備点検結果において屋内消火栓設備消防用ホースの不備が指摘されましたので、ホースを更新すべくそれぞれ計上したものでございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

主なものとして、本年度の普通交付税額が8億4,639万4,000円と確定いたしました。それに伴い、臨時財政対策債の発行可能額も確定したことから、同地方債を200万円増額いたします。あわせて普通交付税額の確定に伴い、当初予算との差額1,639万4,000円のうち、歳入歳出を調整すべく歳入不足分を普通交付税で952万4,000円増額補正するも

のであります。

その他につきましては、補正予算に計上した各事業費のうち、ルール分による補助金等を計上したものでございます。

次に、議第43号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ714万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,014万8,000円と定めるものであります。

今回の補正予算は、総務費においては、人事異動により職員の通勤手当を増額、また諸支出金では、一般被保険者保険税還付金について、今年度に入り15件の還付があり、予算残では対応できない見込みであることから補正するもの、また昨年度の普通交付金の返還額が確定しましたので償還金を計上したものであります。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

先ほど歳出において説明しました人事異動により、職員の通勤手当を増額すべく、一般会計から同額を繰り入れるもの、また歳入歳出全体を調整するため、不足分について繰越金を充当すべく計上するものでございます。

続いて、議第44号 令和元年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,542万5,000円と定めるものであります。

今回の補正予算では、歳出では、職員の昇格に伴い、給料、職員手当等を42万5,000円増額計上しております。

なお、歳入は、繰越金を充当するものでございます。

以上が補正予算の主な内容であります。

続きまして、平成30年度の一般会計、特別会計の決算認定につきまして、順次御説明をいたします。

まず初めに、議第45号 平成30年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成30年度輪之内町一般会計の決算額は、歳入総額41億1,191万9,000円、歳出総額39億8,206万3,000円となり、歳入歳出の差し引き額は1億2,985万6,000円となりました。

歳入の38.8%を占める町税では、全体で対前年度564万9,000円増額となりました。その要因であります。固定資産税が減収となりましたが、町民税、軽自動車税、たばこ税が増収となり、中でも町民税が1,937万1,000円増収になったことが主な増の要因でございます。

また、税等交付金につきましては、全体で905万5,000円の増となっております。その要因は、地方交付税が174万円の減となったものの、地方消費税交付金や自動車取得税交付金等は増額となったことが主な増の要因となっております。

また、国庫支出金につきましては、全体で対前年度6,360万7,000円の減となりました。

その要因は、臨時福祉給付金（経済対策分）及び公立学校施設整備費補助金の皆減に伴い、減になったことが主な要因でございます。

町債については、対前年度450万円の減となっております。その要因ですが、1億7,540万円まで発行が可能でありました臨時財政対策債の発行を全額発行することとしたものの、普通交付税措置の対象となる起債メニューが少なかったため、その発行を控えたことによるものでございます。

一方、歳出では、財源確保が困難な状況下において抑制型予算を基本としつつも、安易な事業の見送りをすることもなく、優先度・緊急度を重視した事業を展開したところであります。

性質別では、普通建設事業においては、対前年度1,438万4,000円の減となりました。その要因は、29年度は大藪小学校校舎の大規模改修や保健センターの空調機器更新事業などの大型事業を実施したところですが、30年度はその事業ボリュームを平準化させるべく、大型事業としては輪之内体育センターの大規模改修事業にとどめたため、減となったものでございます。

また、積立金は、ふるさと応援寄附金が好調であったことから、基金への積み立てが6,081万9,000円の増となりました。

また、公債費は、対前年度5,086万5,000円の減となりました。その要因は、29年度は繰り上げ償還を実施いたしましたが、30年度は実施しなかったことが減の要因であります。

以上で、平成30年度の一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、今後も輪之内町の健全財政の礎を堅持しつつ、住民の方々の安全・安心な生活環境の実現に向けて努力をしてまいります。

続いて、議第46号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

御案内のとおり、国民健康保険事業においては急速な少子・高齢化社会への進展や、加入者の高齢化に伴う医療費の高騰、そして失業者や低所得者が集中するという制度上、構造上の課題を抱えておりました。これは、当町のみならず全国的な課題として認識されておりましたけれども、30年度からは、そのスケールメリットを生かすべく、県が財政運営の責任主体となり、安定的財政運営の中心としての役割を担っていくとされたところでございます。

それでは、平成30年度の決算状況を御説明申し上げます。

決算額は、歳入総額9億7,422万7,000円、歳出総額9億3,236万9,000円となり、差し引き額は4,185万8,000円となっております。

なお、歳計剰余金処分として2,298万円を国民健康保険基金に積み立てております。

平成30年度における医療費は、平成29年度と比較して、一般被保険者分は1.65%の減、

退職被保険者分も31.21%の減となり、医療費全体では対前年度2.34%の減となっております。

30年度から県が財政運営の責任主体となりましたが、構成自治体としても町民の皆様  
の健康増進と疾病予防、特定健康診査等により医療費の抑制を図り、事業の安定経営に  
寄与してまいります。

次に、議第47号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて御説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入する広域連合が運営し、対象者は75歳  
以上を基本とし、一定の障がいのある方は65歳以上の方が加入することとなっております。

広域連合では、加入者の資格管理、保険料の賦課及び医療給付などを行い、それぞれの  
市町村では、住民の利便性確保のため、申請書の受け付け等の窓口業務、保険料の徴  
収業務を行っております。

平成30年度の決算額は、歳入総額が8,202万2,000円、歳出総額が8,194万1,000円とな  
っており、差し引き額は8万1,000円となっております。

また、生活習慣病を早期に発見することを目的にぎふ・すこやか健診を行い、449名  
の方が個別健康診査を受診いたしました。その受診率は、県内2位の43.7%でございま  
した。ちなみに、県内平均は22.5%となっております。

続いて、議第48号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について御説明をいたします。

当町では、児童福祉法に基づく児童発達支援施設として輪之内町発達支援教室そらを  
運営しております。

平成30年度の決算額は、歳入総額は1,388万4,000円、歳出総額は1,212万3,000円で、  
差し引き176万1,000円となっております。

発達支援教室そらでは、心身の発達について支援を必要とする就学前の児童を対象に、  
日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を親子通園により提供し  
ておるところでございます。

次に、議第49号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について説明をいたします。

平成30年度は、仁木地区（大吉新田）、大藪地区（楡保・楡保新田）、そして福東地  
区（里・福東）の面整備及び幹線管渠の整備を行いました。

約17ヘクタールを整備し、下水道計画面積の92.7%が供用開始となりました。また、  
整備面積は344ヘクタール、処理区域人口7,971人となり、全体計画に対する下水道普及  
率88.3%となっております。

決算額は、歳入総額6億4,318万3,000円、歳出総額は6億2,612万7,000円ございま

した。差し引き額は1,705万5,000円でございます。

以上で、平成30年度の各会計別の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、条例関係の提案理由を御説明いたします。

議第50号 輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、総務省からの印鑑登録証明事務処理要領の一部改正についてが令和元年11月5日から施行されるため、旧氏による印鑑登録を行えるようにするための改正でございます。

今回の住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令は、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、これまでに住民票、個人番号カード等への旧氏の記載を可能とするものですが、これに伴い、当該条例内において旧氏による印鑑登録ができるように所要の改正を行うものでございます。

続いて、議第51号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、厚生労働省令で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において同基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正を行おうとするもので、具体的には今回の改正は、放課後児童支援員の基礎資格に関するもので、放課後児童支援員の資格として都道府県知事が行う研修、これは放課後児童支援員認定資格研修というものでありますが、この研修を修了した方であればならないとされておりましたが、今回、省令改正は、都道府県知事のみならず指定都市の長も研修を実施できることとなったため、指定都市の長が実施した研修の修了者についても、同じく放課後児童支援員とするように基礎資格を拡大するものでございます。

続いて、議第52号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、厚生労働省令で定める家庭的保育児童等の設備及び運営に関する基準において、同基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。具体的には、待機児童解消のため、その受け入れ施設となる各施設の設置基準の緩和でございます。

続いて、議第53号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例については、幼児教育の無償化により、3歳から5歳の子供と非課税世帯のゼロ歳から2歳の子供の幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無料とするもの、あわせて従来給付の支給認定を教育・保育給付認定に変更するものでございます。

続いて、議第54号 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、10月からの幼児教育・保育の無償化に当たり、子ども・子育て支援法において法令用語の改正が行われましたので、それに合わせる形で所要の改正をお願いするものであります。

従来給付の子どものための教育・保育給付の認定と、幼児教育の無償化により創設さ

れる子育てのための施設等利用給付の認定を区別するため、従来給付の支給認定が教育・保育給付認定に変更されたことによるものでございます。

続いて、議第55号 輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例については、水道法の改正により、指定給水装置工事事業者の指定について更新制度が導入されたことによる改正でございます。具体的な改正内容は、従来は指定給水装置工事事業者は、一度申請して指定されれば継続的に有効とされておったわけですが、指定給水装置工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、更新制度が導入されたことにより条例を改正するものです。改正により、更新は5年ごとにその更新を受けなければならないことと改正するものであります。

続いて、議第56号 輪之内町防災行政無線同報系デジタル化整備工事請負契約の締結については、過日、一般競争入札に付しました輪之内町防災行政無線同報系デジタル化整備工事について、輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものであります。

最後に、議第57号 輪之内町小中学校タブレットパソコン等の取得にかかる契約の締結については、過日、指名競争入札に付した小・中学校タブレットパソコン等について、同じく輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。

議案の説明につきましては、以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

---

### ○議長（小寺 強君）

日程第6、議第40号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

### ○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、議案書により朗読説明をさせていただきます。1ページをごらんください。

議第40号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。輪之内町固定資産評価審査委員会の委員中1名が任期を満了するので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、下記の者を選任したいので議会の同意を求める。令和元年9月3日提出、輪之内町長でございます。

今回、選任の同意をお願いしたい方は、下記のとおり、住所は輪之内町大藪1208番地、氏名は吉田哲生様、生年月日は昭和26年8月29日、任期は令和元年10月1日から令和4年9月30日まででございます。

輪之内町の固定資産評価審査委員会の委員様は、先ほど町長が提案説明でありました



とおり、3名でございます。そのうち1名の方が今月、9月30日に任期満了となりますので、委員1名を選任するべく議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員会の委員となる資格につきましては、輪之内町の住民であるか、輪之内町の町税の納税義務者であるか、または固定資産の評価について学識経験を有している者、それらの方の中から選任するということになっております。

吉田様は、平成28年10月1日から当審査委員会の委員に御就任いただいております。このたび再任をお願いするものでございます。固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査、決定する機関である当審査委員会の委員として適任であると考えております。

以上で、議第40号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

お尋ねします。

固定資産評価審査委員は、課税されたときに住民が不服がある、高過ぎるんだろうというような、そういうような思いがあるときには、この固定資産評価審査委員会に申し立てるようになってきていると思えますけれども、最近いつ開かれたことがありますか。

○議長（小寺 強君）

総務課長 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

最近の審査委員会の開催状況でございますが、29年、30年、この2年間の開催はございませんでした。28年度に1案件で開催をしているところでございます。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第40号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第40号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

---

○議長（小寺 強君）

日程第7、議第41号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

教育課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

それでは、議第41号について御説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議第41号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。輪之内町教育委員会の委員中、1名が令和元年9月30日をもって任期満了、1名が5月31日で辞職し欠員となっているため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、下記の者を任命したいので、議会の同意を求める。令和元年9月3日提出、輪之内町長でございます。

まず、1人目の方は、住所が輪之内町福東新田18番地、氏名、市橋修氏、生年月日、昭和34年3月12日生まれでございます。任期は、令和元年10月1日から令和5年9月30日でございます。

経歴を申し上げます。市橋修氏は、岐阜歯科大学を卒業され、大垣歯科医院、神戸歯科医院の勤務を経て、平成元年4月よりいちはし歯科医院を開業されております。現在、福東小学校、輪之内中学校の学校歯科医、仁木こども園、福東こども園の園歯科医を務めていただいております。学校医療に詳しい方であり、学校歯科医としての経験により、平成25年10月から輪之内町教育委員に就任され、現在に至っております。

2人目の方は、住所が輪之内町里587番地、氏名、浅野千代子氏、生年月日、昭和46年7月30日生まれでございます。任期は、令和元年10月1日から令和4年9月30日でご

ざいます。

経歴を申し上げます。浅野千代子氏は、日本福祉大学女子短期大学保育科を卒業され、愛知県武豊町立西保育園に5年、輪之内町立仁木保育園に4年、保育士として勤務、現在は、輪之内町社会福祉協議会職員として児童センター、デイサービスセンターに勤務されております。保育士の経験や現在の児童センターの勤務で日ごろから乳幼児の親子、児童・生徒などと接する業務につかれていますことから、女性委員及び保護者として、また教育に対する御提言をいただけたらと思っております。

今回、任期が異なる理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条に基づき、市橋氏については任期満了により4年間、浅野氏については前任者の残任期間で3年間ということになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第41号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第41号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

---

○議長（小寺 強君）

日程第8、議第42号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第42号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

お手元に配付の議案書3ページをお開きください。

議第42号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）。令和元年度輪之内町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,726万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,114万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和元年9月3日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

4ページ、5ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

続いて、6ページの第2表 地方債補正について御説明を申し上げます。

臨時財政対策債でございますが、令和元年7月上旬に普通交付税の本算定を経まして、7月23日付にて本年度の普通交付税額は8億4,639万4,000円と確定したことに連動いたしまして、臨時財政対策債の発行可能枠も1億4,536万8,000円となりました。発行予定額といたしましては1億4,530万円となりますので、当初予算との差、200万円を増額しまして、臨時財政対策債の発行予定額としては1億4,530万円として補正をするものでございます。

それでは、補正予算の内容について御説明を申し上げます。説明につきましては、お手元に別途配付の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

歳出から説明をさせていただきます。

9ページをごらんください。

目8.生活安全対策費の83万6,000円は、道路反射鏡等の交通安全諸施設の修繕箇所の増加により修繕料が不足する見込みであることから計上するものでございます。

同じく目11.企画費の90万円は、三世代同居・近居助成金の申請件数が当初見込み2件に対して既に2件を交付済み、現在までに3件の申請見込みでありますので、不足の3件分を計上するものでございます。

次に、10ページをごらんください。目1. 戸籍住民基本台帳費の113万9,000円は、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴う、印鑑登録証明事務処理要領の改正による住民基本台帳システムの改修に伴う委託料を計上するものでございます。

次に、11ページをごらんください。目3. 福祉医療費の50万4,000円は、元号の変更に伴い、乳児医療受給者証を全件更新すべく対象者に郵送するため通信運搬費を計上するもの、また福祉医療費県補助金精算還付金の35万6,000円は、平成30年度の事業費確定に伴う精算返還金を計上するものでございます。

次に、目6. 国民健康保険費の13万円については、国民健康保険会計の職員が人事異動により通勤手当が不足することから、国保会計に繰り入れるべく計上するものでございます。

次に、12ページをお願いします。目4. 介護保険費の180万4,000円のうち86万8,000円は、10月からの消費税増税に伴い、所得段階第1から第3段階までの介護保険料軽減を強化したことによる広域連合の負担金の追加分を計上するもの、残りの93万6,000円は、地域支援事業費の追加に伴う広域連合への負担金の追加分を計上するものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。目1. 児童福祉総務費の120万円は、第三子以後出産祝金の件数増により不足見込みの8件分を追加計上するものでございます。

次に、目4. 児童福祉施設費の235万5,000円は、10月1日から開始されるこども園等の無償化につきまして、町外幼稚園等に通園見込みの児童の自己負担分を町が負担すべく計上するものでございます。

次に、14ページをお願いします。目1. 保健衛生総務費の63万2,000円のうち48万8,000円は、養育医療費支給申請者の増により不足見込み分を追加計上するものでございます。残り14万4,000円は、平成30年度の国・県負担金の精算による超過分を返還するため計上するものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。目2. 美化推進費の52万6,000円につきましては、ごみ袋の在庫数が残りわずかとなってきたことによりまして追加発注しようとするものでございます。

次に、16ページをお願いします。目1. 非常備消防費の222万5,000円は、6月30日に開催されました安八郡消防操法大会において当町の第2分団機動班がポンプ操法の部で優勝したことにより、8月4日に高山市で開催されました岐阜県消防操法大会に出場したことは御案内のとおりでございます。その県大会出場に向けての訓練の団員費用弁償や宿泊費、消防担当職員の時間外勤務手当、当日の応援バスの借り上げ料や昼食代などの経費につきましては、現計予算を前倒しする形で執行したところでございます。したがって、今回の補正につきましては、今後の年度内の各種事業等に必要な経費を精査し、不足が見込まれるものを追加で計上するものでございます。なお、今回の県大会の出場にかかった全経費は314万円でございます。

次に、目5. 防災センター管理費142万3,000円のうち102万3,000円は、大藪コミュニティ防災センターの玄関ドアの修繕、福東コミュニティ防災センターの2階の内装や屋根の雨漏りによる修繕のための修繕料が不足することが見込まれますので不足分を計上するものでございます。また、工事請負費の40万円は、現在、各コミュニティ防災センターのトイレを洋式化する工事を進めておりますが、その進捗の中で福東コミュニティ防災センター内の漏水が見つかりましたのでその修繕と、福東・大藪コミュニティ防災センターの既存の洋式トイレの便座を今回の工事で設置するトイレと同様に、ウォッシュレット型の便座に取りかえる工事を追加で計上するものでございます。

次に、17ページをごらんください。目1. 教育委員会費の報償費288万1,000円は、10月から新たに開始いたします地域学校協働活動事業に係る予算を計上するものでございます。事業内容といたしましては、未来を担う子供たちのため、学校・家庭・地域が連携、協働し、地域全体の教育力の向上に向けた取り組みを推進するために、学校・地域の実情に合わせた学校ボランティアの活動や地域連携推進の取り組みを企画、実施するものでございます。予算の内容としては、統括的推進員や学校推進員、協働活動支援員等の謝金や保険料を計上しております。

次に、18ページ、19ページをあわせてごらんください。目1. 小学校管理費の41万6,000円、中学校管理費の19万8,000円は、いずれも消防用設備点検にて各小学校にある屋内消火栓設備の消防用ホース42本、中学校にある20本がいずれも製造から10年を経過していることが判明したため、更新するべく計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明させていただきます。

3ページをごらんください。

目1. 地方特例交付金29万8,000円の減額は、7月23日付にて本年度の交付金額1,110万2,000円と決定いたしましたので、予算現額との超過分29万8,000円を減額するものでございます。

4ページをお願いいたします。目1. 地方交付税952万4,000円は、先ほども御説明申し上げましたが、7月23日付にて本年度の交付税額が決定いたしましたので、当初予算との差額1,639万4,000円のうち、今回、歳入歳出を調整すべく歳入の不足分を普通交付税で952万4,000円増額補正をするものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。目2. 衛生費国庫負担金の保健衛生費負担金22万円は、歳出の保健衛生費の自己負担分を差し引いた分の2分の1に相当する額を負担金として受け入れるものでございます。

同じく下段の目2. 民生費国庫補助金の児童福祉費補助金は、歳出の児童福祉費の幼児教育・保育無償化の当町の負担金相当分全額を補助金として受け入れるものでございます。

6ページをお願いいたします。目3. 衛生費県負担金の保健衛生費負担金11万円は、先

ほども御説明申し上げましたが、歳出の衛生費の保健衛生費の自己負担分を差し引いた分の4分の1に相当する額を県から受け入れるものでございます。

次に、下段の目7.教育費県補助金の社会教育費補助金の174万8,000円は、地域学校協働活動事業に対する学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金でございます。歳出に掲げる228万1,000円のうち、補助対象経費の3分の2に相当する額を県より受け入れるものでございます。

次の7ページをお願いいたします。目5.雑入の福祉雑入の160万6,000円のうち4万8,000円は、歳出でも出てきましたが、保健衛生費の養育医療に伴う自己負担金を計上したものでございます。残りの155万8,000円は、30年度の各種事業実績に伴う町負担金を精算した結果、超過分を安八郡広域連合に還付ということでございます。

最後になりましたが、目1.総務費債の臨時財政対策債につきましては、冒頭の議案6ページの第2表で御説明申し上げましたが、普通交付税の算定を経まして発行可能額が確定いたしましたので、不足分200万円を計上するものでございます。

以上で、議第42号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

今、42号の議案ですよ。

○議長（小寺 強君）

はい、そうです。

○5番（浅野 進君）

これは付託するようになっていないんですか。

○議長（小寺 強君）

この後に付託するようにします。

○5番（浅野 進君）

付託する前に議案の審議をやるんですか、ここで。

○議長（小寺 強君）

質疑を行いまして、その次に委員会に付託することを協議していただきます。よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第42号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第42号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算(第2号)については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長(小寺 強君)

日程第9、議第43号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

野村みどり君。

○住民課長(野村みどり君)

それでは、議案書の7ページをごらんください。

議第43号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。令和元年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ714万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,014万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年9月3日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

8ページ、9ページにつきましては、歳入歳出をそれぞれ款項別に示したものでございます。詳細につきましては、別添配付の事項別明細書にて説明させていただきます。

事項別明細書の歳出、5ページをごらんください。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額の13万円につきましては、国保担当者の人事異動に伴い、通勤手当を増額補正するものでございます。

次に、6ページをごらんください。款6.諸支出金、項1.償還金及び還付加算金、目1.一般被保険者保険税還付金の103万8,000円は、一般被保険者の資格喪失に伴う保険税の



還付が平成30年度から増額傾向であるため、増額補正するものでございます。

同じく目3. 償還金の598万円は、平成30年度保険給付費等交付金、普通交付金の返還額が確定したことにより増額補正するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、3ページをごらんください。

款5. 繰入金、項1. 他会計繰入金、目1. 一般会計繰入金13万円につきましては、先ほど歳出で申しあげました人事異動による通勤手当の不足額として一般会計より繰り入れ補正するものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。款6. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金の701万8,000円は、一般会計繰入金以外の歳出補正額を平成30年度の繰越金の留保額から不足額の財源として補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第43号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第43号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

（「議長、暫時休憩をお願いします」の声あり）

○議長（小寺 強君）

暫時休憩をします。

（午前10時08分 休憩）

（午前10時26分 再開）

○議長（小寺 強君）

それでは、会議を再開いたします。

○議長（小寺 強君）

日程第10、議第44号 令和元年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

**○福祉課長（菱田靖雄君）**

それでは、議第44号について御説明をさせていただきます。

議案書の10ページをお開きください。

議第44号 令和元年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）。令和元年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,542万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年9月3日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の11ページと12ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として款項別に補正額を集計したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）の事項別明細書、4ページをごらんください。

歳出から御説明させていただきます。

款2. 児童発達支援事業費、項1. 障害児給付費、目1. 児童発達支援事業費は、42万5,000円の増額でございます。一般職給、期末勤勉手当、退職手当、いわゆる人件費の補正になります。4月の人事異動での昇格によりまして人件費の不足が見込まれますので、その不足見込み額についてそれぞれ増額をお願いするものでございます。

次に、歳入の御説明をさせていただきます。

戻って3ページをごらんください。

款5. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金につきましては、42万5,000円の増額です。先ほどの歳出補正予算の財源として繰越金を予算計上するものでございます。

以上で、児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）の御説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（小寺 強君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第44号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第44号 令和元年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第11、議第45号 平成30年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15、議第49号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

会計管理者に説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、議第45号から議第49号までをお手元に配付してございます平成30年度輪之内町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算書に基づきまして一括にて御説明させていただきます。

まず、議第45号は、決算書の1ページになります。

1ページのほうをお開きください。中ほどから朗読説明をさせていただきます。

上記決算審査をいたしましたところ相違ないものと認めたので、地方自治法第233条第3項により町議会の認定に付します。令和元年9月3日、岐阜県輪之内町長でございます。

平成30年度輪之内町一般会計歳入歳出決算書。歳入金41億1,191万8,993円、歳出金39億8,206万3,286円、歳入歳出差引残金1億2,985万5,707円、うち翌年度繰越金は同額の1億2,985万5,707円でございます。

2ページは平成30年度実質収支に関する調書でございます。

区分の5. 実質収支額は、翌年度繰越金の1億2,985万5,707円と同額でございます。

3ページからは款項の区分及び当該区分ごとの歳入歳出決算書になります。

款1. 町税は4つの項があり、歳入全体の約39%を占めるもので、調定額に対する収入済額15億9,968万7,155円は、収納率94.2%でございました。

以下、款2. 地方譲与税以降の収入未済額がない款項につきましては、調定額を100%

収入しているものでございます。

歳入の合計は、7ページになります。7ページ、一番下、歳入合計は、調定額42億1,902万6,422円に対し、収入済額は、先ほどの歳入金41億1,191万8,993円で、収納率は97.6%でございます。

次に、9ページからが歳出になります。

款1. 議会費から11ページの款11の予備費まで、款項ごとの支出済額であります。

歳出合計は、一番下、支出済額、先ほどの歳出金39億8,206万3,286円でございます。こちらの執行率は97.8%ございました。

13ページ以降は、これまでの内容の歳入歳出決算事項別明細書となっております。

続きまして、議第46号は、85ページをお願いいたします。中ほどより下になります。

平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書。歳入金9億7,422万7,175円、歳出金9億3,236万8,953円、歳入歳出差引残金4,185万8,222円、うち翌年度繰越金1,887万8,222円、基金繰入金2,298万円でございます。

87ページからが歳入歳出決算書になります。

歳入では、款1. 国民健康保険税の調定額に対する収納率は74.3%ございました。

款2. 使用料及び手数料から一番下、款9の諸収入までは調定額を100%収入しております。

89ページになります。歳入の合計は、調定額10億5,568万6,653円に対し収入済額9億7,422万7,175円で、収納率は92.7%ございました。

次に、91ページ、92ページは歳出になります。

款1. 総務費から款7の予備費までの款項ごとの支出済額で歳出合計は、支出済額9億3,236万8,953円で、執行率は88.8%ございました。

続きまして、議第47号は111ページをお開きください。

こちらにつきましても、中ほどより下で、平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。歳入金8,202万1,858円、歳出金8,194万558円、それから歳入歳出差引残金8万1,300円、うち翌年度繰越金も同額でございます。

113ページになります。こちらからが歳入歳出の決算書になります。

歳入では、款1. 後期高齢者医療保険料の調定額に対し、収納率は98.8%ございました。

款2. 使用料及び手数料から款7の諸収入までは調定額を100%収入しており、歳入の合計は、調定額8,265万1,458円に対しまして収入済額は、先ほどの金額8,202万1,858円で、収納率は99.2%でございます。

次に、115ページ、116ページは歳出でございます。

款1. 総務費から款5の予備費までの款項ごとの支出済額で歳出の合計は、支出済額8,194万558円で、執行率は98.2%ございました。

続きまして、議第48号、123ページをお願いいたします。

こちらの中ほどより下になりますが、平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算書。歳入金1,388万4,061円、歳出金1,212万3,459円、歳入歳出差引残金176万602円で、うち翌年度繰越金も同額でございます。

125ページからが歳入歳出決算書になります。

歳入では、款1.障害児給付費から款6の諸収入まで、収入がありませんでした款3の繰入金と款6の諸収入を除きまして、いずれも調定額と収入額が同額、収納率は100%でございます。

歳入の合計は、調定額、収入済額ともに1,388万4,061円で、収納率100%でございます。

次に、127ページ、128ページが歳出になります。

款1.総務費から款3の予備費まで款項ごとの支出済額で歳出合計は、支出済額1,212万3,459円で、執行率は89.2%ございました。

最後に、議第49号は133ページをお願いいたします。

こちら133ページの中ほどより下で、平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。歳入金6億4,318万2,646円、歳出金6億2,612万7,439円、歳入歳出差引残金1,705万5,207円、うち翌年度繰越金も同額でございます。

135ページからが歳入歳出決算書になります。

歳入では、款1の分担金及び負担金の調定額に対する収納率は93%でございます。

款2の使用料及び手数料の収納率は98.9%。

款3の国庫支出金から款8の町債までは調定額を100%収入しております。

歳入合計は、調定額6億4,714万2,196円に対し収入済額6億4,318万2,646円で、収納率は99.4%ございました。

次に、137ページ、138ページが歳出でございます。

款1.公共下水道費から款3の予備費までの款項ごとの支出済額でございます。歳出の合計は、支出済額6億2,612万7,439円で、執行率は97.2%ございました。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

次の委員会のときまでに調べていただければありがたいところが何点かあります。

4 ページの一般会計のところなんですけれども、町税の中で不納欠損額が約420万円、不納欠損額ですから、これは徴収することはもう諦めたというように私は解釈しておるんですが、この中身はどんなふうになっておるものなのか。本当にお金がなくて払えないのか、あるいはあるんだけれども、横着いようなことで払っていないのか、その分のことはどうなっているのか。

それから、収入未済額なんですけど1億円近くあります、約9,800万円、この中身というのはどんなふうになっているのか。3月31日現在で収入未済額なのか、それとも2カ月後の5月31日まで待たされたけれども、まだどれだけあるのか、この件も調べていただきたいと思います。

それから、あと2つぐらいあるんですけど、国民健康保険、88ページですけれども、不納欠損額が約508万円あります。これも取るのを諦めたというようなことなのか、それとも、あともう一つは、収入未済額約7,600万円あります。これは滞納されている金額だと思いますが、今現在ではどれだけになっているのか。

それからもう一点、後期高齢者医療特別会計の保険料なんですけれども、これが収入未済額が62万9,600円あります。これは後期高齢者の場合ですと年金から引き落としにされているのに、どうして納め切れない人がいるのか、年金が少ないから年金から引き落としができないのか、その点を調べていただきたいと思います。

それから、もう一点、公共下水道なんです。136ページ、収入未済額が約299万円あります。これも滞納額だと思いますが、今現在、果たしてどうなっているのか。

今度の委員会の審査のときまでに調べていただければありがたいと思います。お願いします。答弁はいいです。

**○議長（小寺 強君）**

担当課長さん、よろしくお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（小寺 強君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第45号から議第49号までについては、8人の委員で構成する平成30年度決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（小寺 強君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第45号から議第49号までについては、8人の委員で構成する平成30年度決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時48分 休憩)

(午前10時49分 再開)

**○議長（小寺 強君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました平成30年度決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（小寺 強君）**

異議なしと認めます。

したがって、平成30年度決算特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

平成30年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前10時49分 休憩)

(午前10時49分 再開)

**○議長（小寺 強君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

平成30年度決算特別委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長は、上野賢二君、副委員長は、田中政治君です。

これで報告を終わります。

---

**○議長（小寺 強君）**

日程第16、議第50号 輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

野村みどり君。

**○住民課長（野村みどり君）**

それでは、議第50号 輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

議案書の14ページをごらんください。

議第50号 輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例について。輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和元年9月3日提出、輪之内町長でございます。

このたびの一部改正は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布、印鑑登録証明事務処理要領が改正されることに伴い、上位法に合わせ本条例の一部を改正するものでございます。

これにより、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることから、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするための条例改正でございます。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表により御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

第2条第1項中、本町「の住民基本台帳」を本町「が備える住民基本台帳」に改めます。字句の訂正となります。

第5条第2項第1号中、氏、名の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、4行下の「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中、「氏名」の次に「、旧氏」を加えます。今回の改正は、社会において旧姓を使用しながら活躍する女性が増加している中で、さまざまな活動場面で旧姓を使いやすくする観点から改正するものでございます。

同様の理由から2ページをごらんください。

第6条第1項第3号、3ページをごらんください。

第11条第1項第1号、第14条第1項、それぞれ旧氏の規定を追加しております。

前後して申しわけありませんが、2ページへお戻りください。

第6条の見出しを「登録事項」から「印鑑登録原票」に改めます。

第6条第1項第5号の「男女の別」を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号といたします。男女の別を不記載とするのは、性的少数者（LGBT）を理由とする性的マイノリティーへの配慮とプライバシーの保護が目的です。

同様の理由により、3ページをごらんください。

第11条第1項第3号「男女の別」を削り、第4号を第3号といたします。

再び2ページをごらんください。

第6条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に、同じく第11条第1項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改め、同項第5号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同項第4号といたします。印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い、用語の整理による改正でございます。

議案書の15ページへお戻りください。

なお、条例の施行は、附則にて住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令の施行期



日に合わせ、令和元年11月5日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

この条例と直接関係のないことをお尋ねして恐縮なんですけれども、こういうように条例を改正するときには、これは総務省の管轄になっておりますけれども、地方自治体ではこういうように条例を改正してくださいという何かひな形みたいなものを送ってきて、それに基づいて条文を変えていくものなんでしょうか。どんなふうになっておるんですか。

○議長（小寺 強君）

住民課長 野村みどり君。

○住民課長（野村みどり君）

県のほうからそういう要綱が参りますので、そちらにもたれて町の条例を改正することが指定されています。

○5番（浅野 進君）

はい、わかりました。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第50号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第50号 輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（小寺 強君）

日程第17、議第51号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○福祉課長（菱田靖雄君）

それでは、議案書の16ページをごらんください。

議第51号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和元年9月3日提出、輪之内町長でございます。

この条例につきましては、もともと児童福祉法第34条の8の2の規定によりまして厚生労働省令で定める基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を参酌して制定をしたものでございます。

内容といたしましては、設備の基準、職員の要件、運営規定などについて定めているものでございます。

このたび、この基準の一部を改正する省令が公布、施行されたことに伴いまして、それに合わせる形で所要の改正をお願いするものでございます。

今回の改正は、放課後児童支援員の基礎資格に関するもので、その他の改正につきましては字句の修正でございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の5ページをごらんください。

ちょっと前置きになりますけれども、放課後児童健全育成事業につきましては、当町におきましては、留守家庭児童教室として当該事業を実施しております。この事業を行う者は、事業の単位ごとに放課後児童支援員を2名以上配置することとされております。その放課後児童支援員の資格といたしましては、保育士、社会福祉士、教職員免許状などの資格を有する方のほか、大学や大学院などで専門の学科や課程を修めた方、中学校卒業者で5年以上の経験のある方などの要件とあわせて都道府県知事が行う研修、放課後児童支援員認定資格研修といたしますけれども、この研修を修了した方とされているということを前置きさせていただきます。

では、第11条第3項の改正につきましては、放課後児童支援員の資格要件であります放課後児童支援員認定資格研修については、これまでは都道府県知事が実施するとされておりましたけれども、都道府県知事のみならず指定都市、政令市のことですけれども、その長も研修を実施できることになりましたので、指定都市の長が実施した研修の修了者につきましても、放課後児童支援員とするよう基礎資格を拡大するものでございます。

ここで、議案書の17ページ、改め文に戻りまして、附則をごらんください。

この一部改正の施行は、公布の日からでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長（小寺 強君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（小寺 強君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第51号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（小寺 強君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（小寺 強君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第51号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**○議長（小寺 強君）**

日程第18、議第52号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

## ○福祉課長（菱田靖雄君）

それでは、御説明をさせていただきます。議案書の18ページをごらんください。

議第52号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和元年9月3日提出、輪之内町長でございます。

この条例につきましては、児童福祉法第34条の16の規定によりまして、これも厚生労働省令で定める基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を参酌して制定をしたものでございます。

内容といたしましては、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備の基準、職員運営規程などについて定められております。

このたび、この基準の一部を改正する省令が公布、施行されたことに伴いまして、それに合わせる形で所要の改正をお願いするものでございます。

主な改正内容は4点です。1つ目は、家庭的保育事業等の卒園後の受け皿となる連携施設の確保の緩和、2つ目は、家庭的保育者の居宅外で保育を提供している家庭的保育事業に対する自園調理の原則を猶予する経過措置の延長、3点目は、特例保育所型事業所内保育事業の卒園後の受け皿となる連携施設の確保の緩和、4点目は、連携施設の確保に関する経過措置の期限の延長でございます。

総じて言うならば、待機児童の解消のため、その受け入れ施設となる各施設の設置基準の緩和、定める基準の達成状況が低いことを理由とする緩和措置でございます。その他におきましては、法令等の参照箇所の号ずれ、字句及び書きぶりの修正でございます。

新旧対照表で御説明をいたしますので、新旧対照表の6ページをごらんください。

第7条第2項の改正につきましては、書きぶり、今回の改正で新設する第7条第4項の規定の書きぶり、言葉尻に表現を合わせるもので、「適用しないこととすることができる」と、言葉尻を改めるものでございます。

第7条第4項と第5項の新設につきましては、改正内容の1点目、家庭的保育事業等の卒園後の受け皿となる連携施設の確保の緩和についてでございます。この第4項の新設についての御説明の前に、ちょっと新旧対照表のほうに掲載はありませんけれども、第7条第1項の内容について少し触れさせていただきたいと思っております。

第7条第1項では、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、その保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育、または保育が提供されるよう、3つの点、1号から3号を定めております。第1号、1つ目は集団保育を体験させるための機会などを提供すること、2つ目、第2号は、職員が病気、休暇等により保育を提供できない場合には代替保育を提供すること。3つ目、第3号は、家庭的保育事業等の終了に際して保護者の希望に基づき、引き続き利用乳幼児を連携施

設に受け入れることとさせていただきます。この3点について、保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかを連携施設として確保することが著しく困難でない場合に限り、適切に確保しなければならないとしております。

このたびの第7条第4項の新設は、家庭的保育事業者等は、先ほどの3つ目、第3号ですけれども、家庭的保育事業等の終了に際して利用乳幼児を引き続き連携施設で受け入れることに関して、連携施設として保育所、幼稚園、認定こども園の確保が著しく困難な場合は、第7条第1項第3号の規定を適用しないこととすることができるということと定めるものでございます。

次に、第7条第5項の新設は、先ほどの第7条第4項の規定を適用する場合の条件を定めているものでございます。児童福祉法第59条第1項に規定する施設とは認可外施設を示しておりますけれども、家庭的保育事業者等が第7条第4項の規定を適用、運用する場合には、入所定員が20名以上の第1号もしくは第2号に定める認可外の施設を連携協力を行うものとして確保しなければならないということと定めております。第1号は、国の子ども・子育て支援法に基づく助成や、援助を受けている入所定員20名以上の事業所内保育事業施設、簡単に言いますと、国の補助金を受けている施設になります。第2号は、地方公共団体からの補助金を受けている入所定員20名以上の事業所内保育施設及び保育所、これは簡単に言うと市町村の補助を受けている施設ということになります。このいずれかの施設を確保しなければならないと定めているものでございます。

要するにという話になりますが、第7条第1項第3号、家庭的保育事業の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き利用乳幼児を連携施設に受け入れることについては、確保しなければならない連携施設について認可、認定なる施設を基本としながらも、それが困難な場合には認可外の施設でもいいですよとするものでございます。

次に、第17条第2項第4号の利用乳幼児に表記を改める改正につきましては、この条文、もしくはほかの条文中の表記に合わせる形で字句を修正するものでございます。

次に、第17条第2項第4号と、ちょっと飛びますけれども、附則第3項の一文を削る改正につきましては、改正内容の2点目、家庭的保育者の居宅外で保育を提供している家庭的保育事業に対する自園調理の原則を猶予する経過措置の延長についてでございます。

まずもって、家庭的保育事業等における食事の提供につきましては、これも済みません、新旧対照表に記載はありませんけれども、この条例の第16条で原則家庭的保育事業所内等で調理する方法、自園調理により食事を提供することを基本としながら、第17条第1項では食事の提供の特例として外部施設からの搬入を認めております。ただし、その条件といたしまして自園調理に必要な調理施設の設備を義務づけているところでございます。

しかしながら、その調理室や調理設備への投資や費用負担が過大である等の理由から、

附則第2項において家庭的保育事業等の調理施設の整備については、基準を定める省令の施行日である平成27年4月1日から5年の経過措置、猶予期間が設けられ、さらにはこのたびの改正を行う附則第3項におきまして、家庭的保育事業のうち家庭的保育事業の調理施設におきましては、家庭的保育者の居宅で保育が行われているものについては、10年の経過措置が設けられていることを前置きさせていただきます。

第17条第2項第4号の改正に戻らせていただきます。この括弧書き部分、下から4行目になりますけれども、家庭的保育事業を行う場所について、家庭的保育者の居宅に限定することをここでは規定をしております。「附則第3項において同じ。」は、調理施設の設備の経過措置猶予を規定している附則第3項にも今の限定する条件を適用することを規定しているものですが、この後の附則第3項の改正においてこの限定する条件が不要となりますので、この規定を削るものでございます。

ちょっと前後しますけれども、附則第3項の改正について御説明をさせていただきます。

8ページをごらんください。

ここでは、先ほどの第17条第2項第4号中の附則第3項において同じを削る改正と関連して、「(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削ります。家庭的保育事業を行う場所について、家庭的保育者の居宅に限定するという限定条件を外す一環でございます。これは、基準を定める省令の施行後に行われた自園調理に関する国の調査におきまして、家庭的保育者の居宅外で保育を提供している家庭的保育事業については自園調理への移行が進んでいないことが判明したため、家庭的保育者の居宅の場合と同様に、居宅外で行われる家庭的保育事業の調理施設の整備についても、経過措置、猶予期間を10年延長するため、括弧書きを削除するものでございます。

まとめて言いますと、家庭的保育事業については、居宅、居宅外を問わず食事の提供の経過措置を10年とするものでございます。

済みません、戻りまして、7ページをごらんください。

7ページから8ページにわたっておりますけれども、第24条第2項第2号の改正は、児童福祉法において一部改正があり、それにより参照箇所が1号繰り上がりました。「第4号」が「第3号」となりましたので、それに合わせるものでございます。

次に、第46条第2項の新設は、改正内容の3点目、特例保育所型事業所内保育事業の卒園後の受け皿となる連携施設の確保の緩和についてでございます。保育所型事業所内保育事業は、3歳未満の児童に保育を提供する事業を基本としながら、加えて保育体制や地域の実情を勘案して特例的に3歳以上の児童も受け入れて、同じ施設で保育事業を行うことができるとされております。

第46条第2項の新設は、3歳以上の児童を受け入れて保育を提供している保育所型事

業所内保育事業者 ―― 特例保育所型事業所内保育事業者といたすけれども ―― は、施設の規模、保育士の配置基準が認可保育所と同等であることと、既に3歳から5歳児を受け入れている事業所が存在していることを理由といたしまして、第7条第1項に規定をする卒園後の受け皿となる連携施設、保育所や幼稚園、認定こども園ですけれども、その確保をしないことができるということを定めるものでございます。

附則第3項の改正は、先ほど御説明をしたとおりでございます。

9ページをごらんください。

附則第4項は、条例第7条第1項の規定に関する経過措置を定めております。附則第4項の「特例保育所型事業所内保育事業者」を追記する改正は、改正内容の3点目に関係をするもので、先ほど第46条第2項の新設におきまして、特例保育所型事業所内保育事業者は連携施設の確保をしないことができるとしたことから、連携施設に関する経過措置の対象から特例保育所型事業所内保育事業者を除くため追記をするものでございます。

それから、「5年」を「10年」にする改正は、改正内容の4点目、連携施設の確保に関する経過措置の期限の延長についてでございます。連携施設の確保に関する経過措置を当初の5年から、さらに5年間、連携施設に関する経過措置を延長するものでございます。これは、家庭的保育事業者等のうち連携施設を確保する要件を満たしている事業者が依然として少ない状況を踏まえまして、連携施設を確保しないことができる経過措置が延長されることになったものでございます。

最後に、議案書20ページの改め文に戻りまして、そこの附則をごらんください。

この一部改正の施行は、公布の日からでございますが、第24条の改正につきましては、改正後の児童福祉法の施行が令和元年12月14日からですので、その部分については同日施行とするものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第52号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第52号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（小寺 強君）

日程第19、議第53号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○福祉課長（菱田靖雄君）

それでは、御説明をさせていただきます。議案書の21ページをごらんください。

議第53号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和元年9月3日提出、輪之内町長でございます。

この条例は、子ども・子育て支援法の規定により特定教育・保育施設等の利用者負担額、いわゆる保育料のことですけれども、それを町が定め、当該施設を利用している子供の保護者に負担していただくということを定めている条例でございます。

内容といたしましては、利用者負担額の金額、利用者負担額の減免や徴収などについて定めております。

まずもって、特定教育・保育給付の概要と幼児教育・保育の無償化の概要について御説明をさせていただきます。

特定教育・保育給付の概要としては、認定こども園などの特定教育・保育施設を利用する際には、子ども・子育て支援法に規定する第1号から第3号までの支給認定を受けることができる子供でなければ施設を利用できないとされております。第1号認定子供は、満3歳以上の教育の認定を受けた就学前の子供、2号認定子供は、満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子供、第3号認定子供は、満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子供さんのことをいいます。

また、10月から始まります幼児教育・保育の無償化の概要といたしましては、3歳から5歳までの全ての子供とゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供が利用する認定こども園等の利用者負担額が無償化されます。

言いかえると、1号と2号認定の子供の利用料と3号認定子供のうち非課税世帯の子供の利用料を無料にするということになります。これとあわせまして、子ども・子育て支援法の第8条におきまして、子供のための教育・保育給付が子供のための教育・保育給付及び、新設になりますけれども、子育てのための施設等利用給付に改められており



ます。つまり、及び以降の子育てのための施設等利用給付という制度がこのたびの幼児教育・保育の無償化に当たり創設をされたということになるわけですが、これは何かといいますと、認可外保育所や2項の幼稚園などを利用している子供の利用者負担額についても国のほうで上限を定めておりますけれども、これを助成するという制度でございます。この制度につきましても、別途支給認定の事務が必要となってまいります。

これらによりまして、従来からある子供のための教育・保育給付の支給認定、具体的に言いますと、先ほど御説明をいたしました1号から3号までの認定と、今回創設された10月からスタートします子育てのための施設等利用給付の支給認定と区別するため、従来給付の支給認定を教育・保育給付認定とし、その他支給認定の号を含む略称も変更されたということを前置きさせていただきます。

それでは、新旧対照表で御説明をさせていただきますので、10ページをごらんください。

主な改正内容は2点になります。1点目は、子ども・子育て支援法第20条の規定におきまして略称、用語の改正が行われましたのでそれに合わせるもの、2点目は、3歳から5歳までの子供の利用者負担額をゼロとするもの、その他につきましては、書きぶりや字句等の修正になります。

第1条は、この条例の趣旨です。特定教育・保育施設を利用する子供の保護者が負担する利用者負担額は、従来から保護者の所得状況などを勘案して国が政令で定める利用者負担額を上限として、それ以下の額を町が定めるということになっております。その意図で書きぶりを修正するほか、改正内容の1点目、支給認定を教育・保育給付認定に略称を変更するものでございます。

第3条は利用者負担額の規定になりますが、この改正は改正内容の2点目に当たるものでございます。利用者負担額の具体的な金額は、従来から施行規則のほうで定めておりますけれども、10月からの幼児教育・保育の無償化に当たり1号認定子供と2号認定子供の利用者負担額は、この条例においてゼロと規定をし、3号認定子供の利用者負担額については、これまでと同様に規則で定めるとする改正でございます。

なお、この条例の施行規則では、第3号認定子供の利用者負担額を第1階層から第8階層までの所得階層に分けて定めております。そのうち、市町村民税非課税世帯の利用者負担額は第2階層に規定をしておりますが、その額をゼロとする予定をしております。

第4条は、利用者負担額の減免の規定です。このたびの幼児教育・保育の無償化により利用者負担額が発生するのは3号認定子供のみになりますので、それを規定に書き込むことと、あわせて書きぶりを修正したものでございます。

第5条は、利用者負担額の徴収規定になります。ここでは、主な改正内容の1点目、略称の変更のほか、第4条の減免規定と同様、利用者負担額が発生するのは3号認定子供のみになりますので、参照箇所を第3条第2項に変更するものでございます。

最後に、議案書23ページの改め文に戻りまして、附則をごらんください。

この一部改正の施行は、令和元年10月1日からでございますが、この日前に行われた教育・保育に係る利用者負担額については、なお従前の例によるとする経過措置を設けております。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（小寺 強君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（小寺 強君）**

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第53号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（小寺 強君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第53号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

**○議長（小寺 強君）**

日程第20、議第54号 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

**○福祉課長（菱田靖雄君）**

それでは、御説明をさせていただきます。議案書の24ページをごらんください。

議第54号 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和元年9月3日提出、輪之内町長でございます。

この条例は、輪之内町が設置している幼保連携型認定こども園の3園のことですけれども、設置及び管理に関して必要な事項を定めている条例でございます。

内容といたしましては、輪之内町が設置している3こども園の名称及び位置、こども園の事業の内容、入園資格などについて定めております。

特定教育・保育給付の概要と幼児教育・保育の無償化の概要については、先ほど御説明をしたとおりでございます。

新旧対照表で御説明をさせていただきますので、新旧対照表の12ページをごらんください。

この条例改正の内容は1点です。

10月からの幼児教育・保育の無償化に当たり、子ども・子育て支援法第20条の規定におきまして略称、用語の改正が行われましたので、それに合わせる形で所要の改正をお願いするものでございます。

第5条の改正は、略称の改正、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるものでございます。

最後に、議案書25ページの改め文に戻りまして、附則の部分をごらんください。

この一部改正の施行は、令和元年10月1日からでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（小寺 強君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

**○議長（小寺 強君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第54号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（小寺 強君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第54号 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

**○議長（小寺 強君）**

日程第21、議第55号 輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

大橋勝弘君。

**○建設課長（大橋勝弘君）**

それでは、議第55号 輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案書の26ページをごらんください。

議第55号 輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例について。輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和元年9月3日提出、輪之内町長でございます。

このたびの一部改正は、水道法が一部改正され、指定給水装置工事を適正に行うための資質の保持を図るため、指定給水装置工事事業者の指定について更新制が導入されることに伴い、条例中の文言を改めるものです。

それでは、新旧対照表で御説明をさせていただきます。

新旧対照表の13ページをごらんください。

初めに、第29条第2号を追加し、指定の更新をするとき、1件につき1万円とするものです。なお、この1万円は、新規登録手数料と同額とするものです。

次に、第32条中の「第4条」につきましては、水道法施行令の改正に伴い、「第6条」に改めるものでございます。

なお、この改正は、水道法改正の施行期日に合わせ令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第55号の討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第55号 輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例については、原

案のとおり可決されました。

---

**○議長（小寺 強君）**

日程第22、議第56号 輪之内町防災行政無線同報系デジタル化整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

**○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）**

それでは、議案書により説明をさせていただきます。28ページをごらんください。

議第56号 輪之内町防災行政無線同報系デジタル化整備工事請負契約の締結について。地方自治法第96条第1項第5号及び輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、一般競争入札に付した輪之内町防災行政無線同報系デジタル化整備工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するため議決を求める。令和元年9月3日提出、輪之内町長でございます。

契約の内容につきましては、工事名が輪之内町防災行政無線同報系デジタル化整備工事、工事の場所は、輪之内町地内、工期は、着工が本契約締結の日から完成が令和3年3月15日、契約の金額は2億7,278万9,000円、契約の相手方は、岐阜県岐阜市茜部中島3丁目10番、株式会社トーエネック岐阜支店、執行役員支店長 宗宮弘幸です。

この工事請負契約は、今年第2回定例議会の補正予算で議決をいただきました工事請負費に係るものでございます。既に30年近く経過しております既存の防災行政無線同報系を2年間の計画で整備するものでございます。

一般競争入札に付した、この工事の公告を7月29日に行い、入札参加業者は3社、8月21日に開札を行い、8月23日に業者選定委員会での審査を経まして、8月28日に仮契約を締結しております。そして、本日、御審議をお願いするものでございます。

以上で、議第56号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

**○議長（小寺 強君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

**○議長（小寺 強君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第56号の討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第56号 輪之内町防災行政無線同報系デジタル化整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（小寺 強君）

日程第23、議第57号 輪之内町小中学校タブレットパソコン等の取得にかかる契約の締結についてを議題とします。

教育課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

それでは、議第31号について御説明をさせていただきます。

議案書の29ページをお願いいたします。

議第57号 輪之内町小中学校タブレットパソコン等の取得にかかる契約の締結について。地方自治法第96条第1項第8号及び輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、指名競争入札に付した輪之内町小中学校タブレットパソコン等の取得にかかる契約を締結するため下記のとおり議会の議決を求める。令和元年9月3日提出、輪之内町長でございます。

契約内容であります。事業名は、輪之内町小中学校タブレットパソコン等導入事業でございます。財産の種類は、備品、取得する財産の品名及び数量は、小中学校児童生徒用タブレットパソコン236台、小中学校用タブレットパソコン収納保管庫6台、小学校普通教室用マグネットスクリーン25台でございます。納期は、令和元年9月25日、契約金額は2,224万8,000円、契約の相手方は、大垣市船町5丁目23番地、株式会社中日AVシステム、代表取締役社長 神谷正史でございます。

8月21日に開札をし、8月22日に仮契約を締結してございます。このときの開札に当たっては、参加は8社でございました。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

お尋ねします。このタブレットは何年ぐらい使用する予定を考えておられるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（小寺 強君）

教育課長 中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

通常、情報機器は、今、8年以上は継続して使っておりますので、今の現状としては、8年以上は使う予定をしております。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第57号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第57号 輪之内町小中学校タブレットパソコン等の取得にかかる契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会及び決算特別委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定により、9月12日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第42号から議第49号、議第52号から議第54号までについては、9月12日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長及び決算特別委員長は、9月13日に委員長報告をお願いします。

---

○議長(小寺 強君)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会最終日は午前9時までに御参集願います。

本日は大変御苦勞さまでございました。

(午前11時41分 散会)



令和元年9月3日開会 第3回定例輪之内町議会

第2号会議録 第11日目

令和元年9月13日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議第42号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）

議第43号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第44号 令和元年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）

議第52号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第53号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

議第54号 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和元年第3回定例町議会付託事件）

日程第4 議第45号 平成30年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について

議第46号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第47号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第48号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第49号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎平成30年度決算特別委員会委員長報告

（令和元年第3回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4までの各事件

○出席議員（9名）

1番

大橋慶裕

2番

林

日出雄

3番	土井田 崇 夫	4番	浅 野 重 行
5番	浅 野 進	6番	上 野 賢 二
7番	高 橋 愛 子	8番	小 寺 強
9番	田 中 政 治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 野 隆 之	教 育 長	箕 浦 靖 男
参 事 兼 経 営 戦 略 課 長	荒 川 浩	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長 兼 危 機 管 理 課 長	田 中 久 晴
教 育 課 長	中 島 良 重	住 民 課 長	野 村 み どり
税 務 課 長 兼 会 計 室 長	伊 藤 早 苗	土 地 改 良 課 長	田 内 満 昭
福 祉 課 長	菱 田 靖 雄	建 設 課 長	大 橋 勝 弘
産 業 課 長	松 井 和 明		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 島 広 美	議 会 事 務 局	西 脇 愛 美
-------------	---------	-----------	---------

(午前9時00分 開議)

○議長（小寺 強君）

ただいまの出席議員は9名です。全員出席でありますので、令和元年第3回定例輪之内町議会第11日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（小寺 強君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第42号についての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第42号から議第44号及び議第52号から議第54号までについての審査報告がありました。

次に、平成30年度決算特別委員長から、議第45号から議第49号までについての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（小寺 強君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により、質問は3回までとします。

3番 土井田崇夫君。

○3番（土井田崇夫君）

皆さん、おはようございます。

一般質問に入らせてもらう前に、先日起きました台風15号による大変な被害に遭われておる関東地方、特に千葉県におかれましては、今もなお30万戸以上の停電やら断水が続いている状況は、人ごとのようには思えない気の毒な気持ちでいっぱいでございます。もし、あの台風が岐阜県を通ったとしたらと思うと、本当にどうなっていたんだろうかと。ですから、この教訓を本当に自分自身に置きかえ、よく考えてこれからの防災対策に生かしていかなければいけないと思います。早期のライフラインの復旧を願っております。

また、先般、飛驒エアパークで行われました第68回岐阜県消防操法大会におきまして、我が輪之内町消防団第2分団の敢闘賞を称賛したいとともに、私が感銘を受けたことがあります。それは、私も何度か早朝4時半より2時間練習しておられたのを拝見させてもらいましたが、森島団長、副団長以下幹部全員の役割分担、組織がきちんと統制され、無駄なく効率のよい練習がなされていたのと、それを支えておられました選手以外の消

防団員の団結力です。本来の消防団の使命であります任務を立派に遂行しておられたことが、大会の成績をとにかく言うよりも、そちらの意味合いを取り上げさせてもらいたいと思います。

それと、何よりも忘れてはいけないのは、大垣消防組合並びに消防署員の方々の早朝からの熱心な御指導でありました。来年は県大会が神戸町で行われます。ですから、当然力も入ると思いますが、使命、任務を忘れず、日ごろから頑張っていたいただきたいと思います。

では、質問に入らせていただきます。

1つ目ですが、輪之内町の青少年スポーツ存続と今後のあり方について。

夏の全国高校野球大会も大阪の履正社の初優勝で幕を閉じましたが、あの灼熱の炎天下の中、最後まで諦めない高校球児の姿に、改めて感動と勇気をもらいました。私も高校を卒業してから35年ほど輪之内町社会人野球に携わり、その間には、オール輪之内の監督や輪之内中学校野球部のコーチもやらせていただきました。

そこで、あえて中学校の部活動を例にとってお話しさせていただきますが、令和元年度の各部の所属生徒数を調べましたところ、野球部に関しては、3年生が2人、2年生が1人、1年生が3人で、3学年で合わせて6人という試合すらできない危機的な状況になっていることです。

6年前の平成25年度には県大会で優勝した実績もある野球部なのに非常に残念で仕方がありません。小学生の少年野球でも、今は3つの小学校が1つに統合して、社会人コーチや親御さんたちが本当に一生懸命、土・日に頑張ってお子たちを指導してくれてみえます。ですから、その少年野球の子供たちがそのまま中学校に入学しても、すんなり野球部に入ってくれる環境を我々が考えてやらなければならないと思うのです。

参考のためにお話ししますが、ほかの部でも、男子バレー部2年生が1人、1年生が何とゼロ人、女子バレー部でも2年生がゼロ人といたぐあいなんです。

逆に、テニス部に至っては3学年で45人という大世帯、テニスコートが3面しかないので練習すらまともにできない状況なので、うまくなって試合に出て活躍しようと思ってもできるはずがないんじゃないでしょうか。

それに、美術部は3学年で37人、吹奏楽部が47人と文化系が多く、子供たちのスポーツ離れがなお一層進んでいるんじゃないかと。だから、全国的に見ても、年々小・中学生の運動能力の低下が懸念視されていると思います。別に文化系がだめと言っているんじゃなく、本人の意思を尊重してやるのが一番大事なことなんです。もう少し学校としても不平等な部員数割合をうまく何か考えていただいてもいいんじゃないかと思いますが、教育委員会及び教育長のお考えを伺いたいと思います。

2つ目ですが、スポーツ振興激励金についてですが、先ほど中学校野球部のお話をいたしました。3学年で6人ということで、実は今は安八の登龍中学校野球部と統合し

て試合を行っているんですが、その連合チームが先般行われました3年生最後の中体連で西濃大会を3位で勝ち上がり、私も1回戦から決勝戦まで応援に行きましたが、見事に県大会で優勝し、三重県で行われました東海大会では、惜しくもさよなら負けで敗れはしたものの、連合チームとしてすごいことをやってくれました。

そこで、輪之内町として、どんなスポーツであれ頑張っている選手、団体チームにはどれだけの補助がなされているのかと疑問に思い、調べましたところ、国際大会、全国大会、東海大会までは激励金は交付されるということです。しかしながら、この交付額の少なさに少し驚いたのですが、国際大会では、個人の場合3万円、1団体15万円、全国大会では、個人の場合1万円、1団体10万円、東海大会では、個人の場合3,000円、1団体3万円ということです。私、個人的な意見で言いますが、この額ではいかにも少な過ぎるのではと。少年たちであれば、当然、監督、親御さんたちもついていかれるであろうし、開催場所でも近い場所もあれば、飛行機をも使わなければいけない場合も当然あると思います。ですから、この交付額面を決めてしまうんじゃなく、その各大会ごとである程度の補助をしてあげてもいいのではなかろうかと。これでは目的意識であるスポーツ活動の活性化と振興を図るには、本人たちのモチベーションも保てないと思います。

また、交付要綱の中に先ほど言いました連合チームで出た場合のケースの枠がございませんので、これからは少子化に伴い、そのようなケースが多々あると思います。この交付額の決定権に関しては町長にあるとのことなので、町長にお伺いしたいと思います。以上です。

#### ○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

#### ○教育長（箕浦靖男君）

土井田崇夫議員から輪之内町の青少年スポーツ存続と今後のあり方についての御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

輪之内中学校では、新学習指導要領・総則及び岐阜県中学校運動部活動指針、これは平成30年7月に一部改正された、これに基づきまして、輪之内中学校の「学校部活動運営・指導の方針」を作成し、社会部活動においても学校部活動と連携し、本方針にそった運営・指導に努めております。

この学校部活動運営・指導方針に、部活動が一人一人の自主的・自発的な参加によるものであることを踏まえ、生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重し、活動の効果を一層高める運営を行うとあります。

また、岐阜県中学校運動部活動指針では、部活動の参加については、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、生徒の自主性を尊重し、部活動への参加を強いることがないよう留意することとあります。

今年度は、新学習指導要領や岐阜県運動部活動方針にもありますように、生徒本人の自主的・自発的な参加という基本方針を尊重しました。入部希望に当たっては、新1年生には部活動体験の日を設け、その後に入部状況を知らせて、最終的に保護者同意の上、入部を決めております。2年生、3年生についても、毎年、入部の確認をとっております。

そして、今年度からは、任意団体や個人が運営するスポーツクラブ、もしくは文化クラブで主たる活動とする生徒は、届け出により学校部活動には所属しなくてもよいこととしました。このように、一人一人の自主性、個性を尊重し、部活動は行われています。

現在、全国的に見ても、ほとんどの学校が生徒の希望を尊重し、人数調整を行っていない現状から、輪之内中学校においても、生徒のやる気を損なうことなく、自主的・自発的な活動の場を充実させていきたいと思っております。

現在、御質問でも言及されておりますけれども、輪之内中学校の部活動に所属している生徒数は、野球部に関しては、先ほども説明がありましたが、3年生が2人、2年生が1人、1年生が3人で合わせて6人、男子バレー部は、3学年合わせて7人に比べ、テニス部は45人、文化系の美術部は37人、吹奏楽部は47人となっており、所属部員数に偏りがあるのが現状であります。

土井田議員の御発言のとおり、文化系の部活動の部員数が多く、今後、生徒のスポーツ離れが進み、中学生の運動能力の低下が懸念されます。

今後の部活動の指導に際しては、運動系、文化系を問わず、より生徒一人一人の状況に配慮した指導に留意し、技能面だけではなく、責任感や連帯感の涵養、礼儀や感謝の心、規範意識の高揚など、豊かな人間性、社会性が育つよう、学校、教育委員会、地域、家庭が連携して取り組んでいかなければなりません。

教育委員会としましても、生徒がやりがいと誇りを持って部活動に取り組み、さまざまな場面でみずからの持てる力を十分に発揮できるよう、学校の方針に基づき、地域と連携して指導者の育成、組織づくり等に取り組んでまいります。

以上で、土井田崇夫議員の質問の答弁とさせていただきます。

#### ○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

土井田崇夫議員から2点の御質問をいただきました。

1点目につきましては、今、教育長が答弁したとおりでございますけれども、つけ加えますならば、今、ちょうど中学校の部活動自体、そのあり方について過渡期と言ってもいい状況でございます。そういう意味では、周囲の状況等も踏まえて、なかなか今、直接的な人数調整等の対応が難しい状況であることは御理解をいただきたいと思っております。

それでは、第2点目のスポーツ振興激励金についてお答えをいたしたいと思います。

毎年、スポーツや文化芸術活動で優秀な成績をおさめて、県大会、東海大会、そして全国大会等へ出場を決めた児童・生徒の皆さん、それから高校生や一般の方など、多くの方から私への表敬訪問を受け、日ごろの練習の成果や大会での成績報告、さらなる上位を目指す抱負等、毎回頼もしく聞かせていただいております。

元気の挨拶、自信に満ちあふれた言葉、時には今度こそ勝ちたいという悔しさゆえにある力強い言葉、純粋な瞳の奥に優勝を目指す輝きを見るたび、児童・生徒の皆さんの若いエネルギーを強く感じるところでございます。

もちろん、中学校野球部の2人とも試合前に会うことができ、激励をさせていただきました。

戸井田議員も先ほど質問の中で触れておられ、御承知のとおりであります。町では、平成30年3月に激励金の要綱を見直し、現在の輪之内町文化芸術及びスポーツ振興激励金交付要綱に基づいて、全国大会等に出場する個人または団体に激励金を支給しております。金額については、先ほど土井田議員が御発言のとおりでございます。ただ、これは、類似する他市町もほぼ同額程度であると承知をしております。

土井田議員からは激励金だけではなくて活動費用の補助をと、そういう御提案がございました。中学校の部活動に関して言えば、中学校費の予算の中で昨年度は部活動補助金120万円、県大会等参加費用補助金50万円、合計して170万円を補助し、選手派遣負担金、県・東海・全国大会等の出場費用、交通費、宿泊費等に全額充てられております。

今年度に関しましては、部活動の補助金は、県大会等補助金と一本化し、前年度よりさらに増額した215万円を予算計上しており、活動費としてまあまあ十分な金額ではないかと受けとめております。

また、スポーツ少年団や体育協会の団体にも、スポーツクラブ補助金から活動費用が支払われております。

既に成績報告を受けたところもでございますけれども、今後の活躍に向けて大いに期待をしておるところでございます。

なお、部活動補助金等について、先ほど申しました170万円の補助金の使途については、明細はいつでも開示できる状況でございますので、見ていただければ結構だと思っております。

以上で、土井田議員への答弁とさせていただきます。

(3番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

3番 土井田崇夫君。

○3番（土井田崇夫君）

教育長がおっしゃいました自主性・自発性を、また生徒の希望を重んじるということ



で、それは確かにそうではございますけれども、やはり生徒も、例えば野球部なら野球部、バレーならバレーとって入りたくて入った子たちが、やっぱり試合に出て何ぼというか、練習ばかりして試合に臨めないということは、やっぱりモチベーションも、本当に真剣に取り組むということはなかなかできないと思いますので、本当に難しい話ですけれども、やっぱりまずは生徒が試合に出られるという、まず最低条件で何とかやれるようにしてもらおうといいと思うんですけれども、また補足になるんですけれども、先ほど申し上げました中体連の県大会で優勝された登龍・輪之内中学校連合チームの表彰式のときに、岐阜県中学校体育連盟会長から大変すばらしいお言葉をいただきましたのでちょっとつけ加えて言いますけれども、令和元年の最初の中体連で連合チームが優勝したという新しい歴史の一ページを築いてくれたことは、本当にこれからの、連合チームでやってみえる各学校の生徒たちに勇気と希望を与えてくれましたと、大変感謝の言葉をいただきました。確かにどの競技でも過去に連合チームで優勝したということなんか余り聞いたことがございませんし、連合チームでやるとなるとチームワークが要求される中、なかなか練習する機会も土・日ぐらいしかないと思いますので、その練習のハンディがやっぱりあると思います。どの市町村でも部員不足から連合チームがこれから多くなってくると思いますので、ぜひとも新しい施策、改善をお願いしたいと思います。

また、激励金についても、毎年そんなに何回も何回もあるわけではないと思いますので、やっぱり家庭の生活面に支障を来してはいけないと思いますので、他の市町村も同等ぐらいのお金を払ってみえるかもしれませんが、やはり本当に頑張っている青少年の夢と希望をかなえるためにも輪之内独自で、輪之内町は本当に頑張っている選手、生徒には手厚く補助しているんだなという、やっぱり周りの市町村からもうらやましがられるぐらいのことは少しでもしてもらおうとうれしいかと思います。

また、来年は東京オリンピックが開催されます。いつの日か輪之内町からオリンピック選手が出たらどれだけ盛り上がるかわかりませんので、どうか今後ともサポート等をよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

#### ○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

#### ○教育長（箕浦靖男君）

今の部活動についてですけれども、先ほどもちょっと申しましたが、入部希望に当たっては仮入部というのを、これはずっと以前から行っておまして、要するに体験すると、そこで自分に部活が合わないというような場合は、そこでよく考えて、最終的には保護者の承諾を得て入部するという形で現在も進めております。

それで、今、各部の部員の数が本当にばらつきがあります。今年度は5カ月ぐらい経過しましたがけれども、この方式でスタートしまして、学校の教頭先生、先生にどんな状

況かということ、保護者の意見とか、そういうのをちょっとお聞きしたことを聞きました。今のところ、何も問題は出ていないということ聞いております。自分の選択した部が認められるということで、かえっていいという、今のようないいという意見もあるようです。

今後、また各部の活動状況を見まして、活動状況をまたいろいろと検討しまして、また方向を改善すべきことがあれば行っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

基本的にどの範囲まで補助が出るか、負担の軽減につなげるかと、いろいろあると思いますけれども、量的な問題だけではなくて、それぞれの活動に対してメリ張りのつけた配分をしていくということによって、少ない予算かもしれませんが、効率的な、皆さんが喜ばれるようなやり方を模索してまいりたいと思っております。

○議長（小寺 強君）

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

6月の一般質問ではドライブレコーダーの推進について、輪之内町にお住まいで車を運転される全ての皆様を対象に質問させていただきました。今回の一般質問におきましては、高齢者の皆様を対象に関連質問をさせていただきます。

自動ブレーキ後づけ・アクセル踏み間違い防止装置について。

現在、75歳以上の人口に占める運転免許保有者比率は、2017年の31%から2020年の32%へ伸びる方向で、ここに団塊の世代が加わる2020年の後半には、75歳以上のほぼ2人に1人が運転免許を持っている時代が訪れます。

こんなドライバーの高齢化社会にあって社会問題になってきたのがブレーキとアクセルの踏み間違いを原因とする交通事故です。こうした事故は、年間約5,000件発生しており、事故による死者は51人、負傷者は6,700人を超えています。加害者は、20代と70代以上の高齢者ドライバーに多く、1日に13件以上の踏み間違い事故が起きている計算になります。こういった現状を踏まえて、輪之内町でも対策をとっていく必要があると思います。

そこで、自動ブレーキ後づけ・アクセル踏み間違い防止装置を紹介します。踏み間違い加速制御システムは、車両前後に取りつけた超音波センサーにより、前方または後方約3メートル以内にある壁などの障害物を検知して、ブザー音で注意喚起します。それ

でもブレーキと間違えてアクセルを踏み込んでしまった際には、加速を抑制します。後退時は、障害物を検知していない状態でも同様に制御します。また、各メーカーも後づけできる踏み間違い防止装置を拡大しています。トヨタ自動車では、2019年内に順次12車種、約458万台まで拡大予定であると発表しています。

私は、70歳以上の高齢者の皆様を対象に自動ブレーキ後づけ・アクセル踏み間違い防止装置に補助金をつけていただきたいと考えております。これまで輪之内町のために一生懸命頑張ってきた高齢者の皆様がこれからも安心して輪之内町で活躍していただけるように、御検討をよろしくお願いいたします。

#### ○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

それでは、林日出雄議員の御質問にお答えしたいと思います。

今年の岐阜県下における交通死亡事故は、9月1日現在で59名、前年比3名の増加、ある意味非常に厳しい状況でございます。

その中でも高齢者の死亡者数が40名、前年比11名の増加、また高齢運転者が原因の死亡者数が23名、前年比9名の増加と、高齢者の関係する事故が後を絶たないと言ってもいいと思っております。

町内での人身事故は9件、そのうち高齢者に関係する事故は1件、そんな状況にとどまっておりますけれども、高齢運転者が引き起こした死亡事故、それが全国各地で相次いでおりまして、新聞でもいろいろな意味で取り上げられておりますし、その対策が重要であることは言をまたないと思っております。

警察庁では、高齢者の運転する車による死亡事故の最大の人的要因は、操作不適、その意味では自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置、いろんなアイデアが凝らされて先進安全技術が搭載された自動車、いわゆる安全運転サポート車、これはサポカーと言うんだそうですが、サポカーの普及啓発は有効な対策の一つである。そういう意味では、民間と連携して試乗会等の各種イベントの企画、啓発チラシ等の配布が積極的に行われておる状況がございます。

ただ、一方で、安全運転サポート車は、正しく運転すれば安全性が高いんですが、条件によっては装置が作動しない、操作方法や運転装置に対する理解不足による事故、これらも懸念されているという一方での指摘もございます。

自動車メーカーでは、2020年にほぼ全ての新車に自動ブレーキとペダル踏み間違い時加速抑制装置を標準装備、またはオプションで設定する方針を明らかにしております。その意味では、今後、その普及が加速度的に加速することも見込まれております。しかし、こうした技術は、全ての危険をカバーしてくれるものではないということも周知させていくべきと考えております。

私も林議員が今御提案されましたアクセル踏み間違い防止等の先端技術を活用した運転支援、高齢運転者の交通事故防止に有効な手段の一つであると認識をしております。

現在、国では、こうした機能を備えた車のみを運転できる高齢者専用の運転免許制度、それからアクセルとブレーキの踏み間違いを防止する装置等の性能認定制度、これを設けることを検討している段階だと承知をしております。

そうした国の免許制度、装置の安全基準の認定等、そういった動向を見きわめつつ、交通事故に対する施策全体の整合性を図りつつ、議員から御提案のございました、これは地域に貢献された高齢者の方の生涯を通じてのここでの住みやすさということも含めて、その趣旨を踏まえて、高齢の運転者による事故防止について、あらゆる可能性を排除せずに対応していきたいと思っております。

当然、今、御提案のありました幾つかの提案もその選択肢の一つであることは言うまでもありませんので、全体を通じてやっていくということでございます。それには補助金という公的資金を使うわけですから、補助金とその効果という対比、そういう意味では国の認定がどうなるかわかりませんが、そういったものがきちっと示されて、その有効性がはっきりした段階では、それらへの適切な対応が必要だと、そんなふうに思っております。

また、事故防止の観点からは、身体機能や認知機能の低下傾向にある高齢者に、現在、免許証の自主返納等も促しておるところでございます。免許を返上した方々の日常生活の足をいかに確保するかという、別の課題へどのように対応するかということもございます。現在、輪之内町では、公共交通としてのデマンドバスの利用促進を図っております。町として、高齢の方がいかにして安全・安心に生活ができるかを考えながら施策を進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上で、林議員への答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

2番 林日出雄君。

○2番(林 日出雄君)

答弁ありがとうございました。

国土交通省では、7月5日に国内の自動車メーカー大手8社に対して、相次ぐ高齢ドライバーによる交通事故防止のため、販売済みの車で踏み間違いなどを防ぐことができる後づけ装置の開発計画を8月初旬をめどに提出するように正式に要請しており、先ほどお話をいたしましたトヨタ自動車の内容も、その要請からの発表になります。

先ほど町長の答弁の中でありました普通車の新車におきましては、2020年の初頭より自動ブレーキの義務化が予定されていますので、国土交通省のほうも後づけ装置のほうを重視し、性能認定制度を創設するなどしてメーカーに普及を促しているのが現状でご

ざいます。

高齢者の皆様におかれましては、やっぱり運転に不安を抱えておられる方も見えると伺っております。運転免許証の自主返納という選択肢もありますが、現在の輪之内町のデマンドバス及び路線バスの運行状況では、なかなか返納できないと言われております。私は、この数年間は、後づけ装置を必要とする期間だと考えております。この期間を限定した補助金制度でよいと思いますので、御検討をよろしく願いいたします。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

現状認識としては、林議員と私とで見解を異にするものではないと思っておりますので、要は先ほども申しまして繰り返しになりますけれども、有効性のあるものに関してどのように補助を入れていくかということに尽きると思っておりますので、それが確認がとれ次第というか、国交省あたりの基準をまつまでもなくという部分もあろうかと思っておりますけれども、それらも今の事故の発生状況等を考えながら的確に対応していくことが必要だろうと。

それから、デマンドバスに関しましては、これほどまで対応していくのが適切なんだろうか。地域の足、そして移動の保障をしていくという側面、それから自立の中で自分たちの持つ身体機能というものをどれだけ御理解いただきながら、それについて御本人が対応していただけるか、それらを総合的に考えながら、行政としてのあるべき方向を出していくということになろうかと思っております。

（2番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

どうもありがとうございました。前向きに、どうぞよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

一般質問を行います。

質問の趣旨は、町営墓地の建設を早急に整備してほしいという要望であります。町長に答弁を求めます。

13年前から墓地を求めたいとの声を聞くようになりました。今日では、その声がますます強くなっていることを痛感しています。輪之内町では、各地に小規模分譲住宅が開

発され、町外から転入されてきた方々がたくさんおられます。転入してこられた方には、以前住んでおられたところに先祖の墓地があったが、高齢のために墓参りや墓地の清掃に行くことが困難になったという方、また転入された方も年々高齢化が進み、父母が亡くなり、墓を建てて弔ってあげたいという方、また墓地を求めたいという声が強くなっております。転入のときに位牌をそのまま持参し、そのうちに納める場所も見つかるだろうとの思いで十数年経過してしまったという方もおられました。

以前、輪之内町内には13カ所に火葬場がありました。安八町が建設されたやすらぎ苑を輪之内町も利用できることになり、その後、輪之内町の火葬場は取り壊され、そのほとんどはきれいに整地されています。町内にありました13カ所の火葬場の所有者を調べてもらいました。さまざまです。一村総持という所有名義や自治会名義のもの、また輪之内町の所有となっている名義が7カ所ありました。輪之内町所有の地積も雑種地の地目で、300から400平米です。差し当たり1カ所でも町営墓地を整備しても、相当数の墓地が確保できます。ぜひとも進めていただきたいということを要望します。

以前にも墓地の件を町会議員の森島正司議員に相談し、議会で取り上げていただいた経過があります。そのときの答弁では、的確な住民のニーズを把握し、事業施行に伴う諸課題を調整する必要があるとのことでした。当時から12年経過しております。ぜひ前向きな答弁をお願いいたします。以上です。

#### ○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

浅野進議員からは町営墓地の建設の整備を早急にと、そんな御質問をいただきましたのでお答えをいたします。

平成20年10月14日、やすらぎ苑の使用開始ということで、輪之内町の当時ありました13カ所の火葬場は、平成22年度までに全て解体し、整地されていることは議員御指摘のとおりでございます。

ちなみに、公営墓地に関してであります。西濃地域で公営墓地という形で運営しているのは、大垣市を初めとする1市6町という状況です。利用対象者は、住民票があるとか、本籍地があるとか、共通した条件はありますけれども、面積、区画、利用料金、それについては全くさまざまと言ってもいいと思います。

近年の少子化や核家族化の進展に伴いまして、近親者が近くにいないとか、子供がいないとか、維持費が大変など、お墓を個々に維持管理することに不安を持たれる方がふえてきております。お墓に対する考え方もさまざまに変化している状況がございます。家族の意識の変化というんでしょうか、これまでは墓地に石塔を立てて家族が同じ墓に入るということが一般的だったと思いますけれども、最近では自然葬だとか永代供養という形がふえてきております。自然葬というのは、御案内のとおり、散骨や樹木葬をい

い、お墓に遺骨を納めるんじゃないなくて自然に返ることを望む人が選択される葬送方法ですし、永代供養というのは、お墓を継いでくれる人がいなかったり、管理を続けていくことが困難な人にかわって霊園やお寺が供養を行ってくれると、そんなことだと受けとめております。

一方で、墓じまいをするような方も実は出てきております。生前からよりよい終期の準備をする「終活」という言葉が浸透し始めるとともに、これまででは考えられなかったような多様な葬儀・供養の形態が生まれてきております。時代の変遷とともに、日本人の死生観というのも変わってきております。

確かに町営墓地をめぐる議論は、私の就任当初に森島正司議員からも提起がされたこと記憶しております。そういう意味で、もちろんのこと墓地に対する御要望というのは重要な問題であることは間違いないし、解決すべき課題であろうと認識しております。

先ほど申しましたように、その墓地に対する考え方は必ずしも一様でない部分もございますので、先ほど議員のほうからも御案内のありました転入された方、あるいは分家をされた方々の意向を改めて見きわめながら、今後の方向性を出していきたいと思っております。

実はその平成22年に13カ所の火葬場の跡地の整備をしましたけれども、そのときには余り町営墓地に関する議論は出ていなかったような気がしております。ただ、それはニーズのないところを見ても答えは出てこないのかもしれないし、本当にニーズがあるところはどこなんだということを今回の質問をきっかけにして、改めてその部分についてニーズを見きわめてまいりたいと思っております。

以上で、浅野議員への答弁とさせていただきます。

(5番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

私、7カ所、町の名義の土地があるという指摘をいたしました。これについては、今後どのように活用されていくんですか。今の状態をそのまま持続されていくという考えでしょうか。

それから、もう一点、町長はこういうような墓地を求めたいというような方から直接お話を聞かれたことはありますか。全く要望としては耳には届いていないということなんでしょうか、お尋ねをいたします。

私は、火葬場の跡なものですから墓地をつくるのは簡単だというふうに、単なるそういうふうな思いでおるんですけれども、そんなに難しいものではないというふうに思う。要は、やることができるかどうか、それだけのことではないのかなあとっておるんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

今、再度の御質問でございました、2点ほどあったと思います。

町の7カ所の町名義のもの、実はその墓地、もしくは墓地に使われていた雑種地の所有者が輪之内町にあるということの意味は、御案内のとおり、大体墓地とか、そういうものに使われてきたところは一村総持が多いんですが、登記法上の関係で、例えば土地改良だとか土地区画整理等を行いますと、当時の一村総持の名義のものは基本的に輪之内町名義に変わるという状況がございますが、それは登記簿上の名義で、管理そのものは相変わらず従前の形態のままということでございますので、輪之内町の7カ所という部分ではあっても、それは多分従前からそこを事実上管理していた地元の御意向というものが尊重されるべきものであろうと、そんなふう考えております。

それと、もう一つ、要望は届いていないのかということについてであります。先ほども申しましたとおり、要望していない方の意見を幾ら聞いても出てこないんだと思いますが、確認して申しわけないですけども、ちょっと私のところへそういう墓地が欲しいけどということで直接来られた方は、今のところはいらっしゃらないということだということです。

ただ、さはさりながらということで、今、浅野議員からそういうお話もございましたし、それが全くニーズがないものだというふうを受けとめてもおりませんし、西濃一円の状況を見ても、先ほど申しましたとおり、1市6町ほどはいろんな契機はあっても公営墓地という形で設置しているところがあるという現状を踏まえながら検討を加えていく必要はあると、そんなふう考えております。

結論をそんなに先延ばしするつもりもございませんけれども、今はそんな状況ですので、今、なお一層、特にこういうものはニーズをどのように考えるかということに尽きると思います。その辺のところもきちっと見きわめてまいりたいと、そんなふう思っております。

○5番（浅野 進君）

議長、以上です。

○議長（小寺 強君）

1番 大橋慶裕君。

○1番（大橋慶裕君）

議長より許可をいただきましたので、御質問をさせていただきます。

道路整備についてお伺いします。

道路事業は、住民生活の向上と経済社会の活力の保持を図る上で最も重要な生活関連社会資本であります。豊かな生活を実現するためには優先的に整備される根本事業であ



ります。

町内には、車1台がぎりぎり通れる幅の生活道路が多くあります。対向車が来たときには、お互いが困ってしまいます。火災等の緊急時にも幅員が狭いと大型車両が通れず、対応ができません。また、福東小学校正門南西近くにあります丁字路には歩行者だまりがありません。

町内には、道路が先につくられたのか、用水路が先につくられたのかわかりませんが、道路と用水路が並列している箇所が多くあります。用水路にふたをすれば道幅を拡張することが可能であります。道幅を広げることにより、生活道路の利便性の向上、災害時の迅速な対応、歩道の確保ができると思います。

快適で安心・安全なまちづくりのための今後の道路整備について御見解をお聞かせください。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、大橋慶裕議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、道路整備そのものにつきましては、道路整備に係る計画や施策として、第五次総合計画の基本計画の中で「みんなが元気で働けるまちづくり」、そういった基本方向を定めて道路整備に係る各種の施策を提示しております。

また、平成26年5月、輪之内町道路整備基本計画というものを策定しておりますが、輪之内町の将来的道路網の骨格として、近隣市町との連絡や町の骨格形成を果たす広域幹線道路、それから広域幹線道路へのアクセスを分担する町内集散道路等々、そういう地域の将来像を見据えた上での道路整備のあり方、整備方針について基本的な方向を示しております。

今、主として御質問にございました幹線道路網以外の集落内の生活道路についてでございますが、これは基本的には地元からの道路改良に係る要望による工事を実施しておりますし、そういったことで住民の皆さん、そこにお住まいの方々の生活環境の向上という観点から整備を進めているところでございます。

議員、先ほど御質問がございましたように、町内には待ち場のない交差点、それから水路沿いの道路、幅員の狭い道路が少なからずございます。危険が予測される箇所については、当該地元区長の御意見等も参考にしながら、その都度対策を実施しております。

特に通学路については最優先に対策を講じる必要があると認識をしておりますので、教育委員会、警察署、道路管理者、役場の関係課、小・中学校、PTA役員等による通学路安全推進会議というものがございますが、これを開催して、関係機関が連携しながら効果的な施策を実施し、安全・安心な道路づくりを強化しているところでございます。

そこで、具体的なというか、一般論でありますけれども、用水路との関係をどうするのということについてのお尋ねがございました。具体的に言えば、用水路にふたをすることによって道路幅員を広げればいいんじゃないのと、そうすれば道路としての機能も高まるし、生活環境の整備につながるんじゃないのと、そういう御趣旨だろうと思えますし、事実そういう形で整備した部分も一部はございます。

ただ、用水路、特に幹線の用水路、覆蓋すると道路幅が広がるような幹線の用水路というのは、現在、福東輪中土地改良区が維持管理をしております。そういう意味では、特にいつの段階でやるのということになって、道路幅員を確保するための用水路を暗渠化するということについては、御案内のとおり、ほ場整備を実施したところでは、従前の道路を、それから隣接する水路を暗渠化して道路幅員を広げたという例はございました。これからやっていくものも、特に道路幅員との整合性を図るという意味でそういう事業手法がとられることもあろうかと思っています。そういう意味では総括で言えば、道路の一部をその水路と共用することによって道路幅員を広げていくということは、今まででも管理者協議の上で実施してきたところでございます。

それと、福東輪中の幹線の用水路、しかもこれは築造してから約50年ぐらいたっておりました、単純にそこにふたをする、覆蓋をするだけで道路幅を広げようとしても強度不足の例が非常に多うございます。それを全部入れかえるということは多大な費用がかかりますので、基本的には、ですからその用水路の改良時に合わせて道路幅員との整合性をどうとるべきかという議論になってくると思います。今は用水路の上に単にふたをかぶせれば道路が広がるがという、それだけのことよりも、むしろ財源の議論も含めてちょっと整合した検討が要するという状況でございます。多分福東輪中土地改良区の水路改良の時期と合わせながらそういったことも検討していくことになろうかと、そんなふうに思っております。

いずれにしても、限られた財源の中でより有効な投資ができますように、整備の優先度を見きわめた事業の推進等を図ると、そういうことで結果として効果的な道路整備につながればと、そんなふうに思っております。御理解のほど、よろしく願いいたします。

(1 番議員挙手)

○議長 (小寺 強君)

1 番 大橋慶裕君。

○1 番 (大橋慶裕君)

御答弁ありがとうございました。

道路整備ですけれども、区長、住民から要望されている案件があると思いますので、住民本位の行政をお願いしたいとともに、火事等がありましたら、火事現場まで実際どのように進入経路を通過して到達するのかというのを確認していただきまして、道幅の再

確認のほうをお願いしたいと思います。

また、交通安全の先ほど御答弁にありましたけれども、通学路の安全対策ということですが、ゾーン30とか路面標示等、こういうことも可能かと思っておりますので検討していただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

いろんな考え方があろうかと思っております。

いずれにしても、町内の集散道路につきましては、やはり地元の御意向というのが当然重視されるべきでありますし、その重要度について現場に出向いて確認するというのは、うちの所管課のほうでは、当然いろんな課題が生じたときには出かけていって現地を確認してやっておりますけれども、なお住民の皆様の方でここが、あそこがというようなことがありましたら、役場の所管課のほうへ御案内いただけたらと、そんなふうに思っております。

それから、特に通学路に関してでありますけれども、これは先ほど申し上げたとおりでありますけれども、なお先ほどおっしゃられました路面標示、それから標識の見やすさ、そういったものも含めて複合的な観点から、より安全な道路整備というものを模索してまいりたいと思っております。何せ、やっぱり命が一番大事でございますので、その辺を踏まえながらやっていきたいと思っております。どうか御理解のほど、よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

続いて、一般質問をいたします。

移住・定住の取り組みについて。

全国的に人口減少、特に少子・高齢化による若年層の人口減少が進行する中、地方各自治体においては、まちの存続にかかわる非常に大きな問題と捉え、少しでも人口減少に歯どめがかけられればとあの手この手と対策に全力で取り組んでおり、特に若い世代の移住・定住を促し、将来の活性化を見据えた施策として子育て支援や住宅支援、就業・起業支援等、自治体間競争がますます激化してきております。

先日も東海市が大学生まで医療費、入院費ですが、無料と、また高校生通学費助成が広がるとの新聞報道がありました。

人口減少の要因は多種多様であると思っておりますが、大きな要因として、自然的減少、若者の未婚率の上昇による出生数の低下と社会的減少、若者の転出超過であると考えます。

若者の未婚率の上昇における出生数の低下の対策として、婚活イベントの開催・支援、子育て支援・優遇措置の拡充など、子供を産み育てやすい環境づくりなどがありますが、社会環境の変化、社会生活の多様性により、極めて困難な問題であると言わざるを得ません。

若者の転出超過は、人の地域間移動であり、国全体の人口減少には直接関係はありませんが、地方自治体にとりましては死活問題であり、最重要課題であります。その対策として、地域の活性化と魅力発信、雇用の場の確保、若い世代の移住・定住を促す住宅施策・支援など、暮らしやすい、働きやすいまちづくりを目指していかなければなりません。

本町におきましては、いち早く人口減少対策として多くの施策を実施してきており、大きな人口減少には至っておりませんが、年々微減状況であり、8月1日現在、ついに9,700人を割りました。

先般の町長選挙において町長は、「もっと！やります！子育て・福祉環境日本一を目指して」と公約を掲げられております。私も一般質問において人口減少対策について幾度も取り上げておりますが、先日、西南濃議長会研修に参加いたしまして、人口減少時代に定住者がふえるまち、北海道上川総合振興局管内市町村の移住・定住の取り組みについてお話を伺ってまいりましたので、そのことも踏まえて、移住・定住の取り組みの一環として子育て支援、住宅支援についてお尋ねをいたします。

#### 1. 子育て支援について。

現在、各自治体にて実施されている子育て支援には、出産・育児に関する支援、幼児教育・保育料の助成、ひとり親家庭に対する支援、医療支援、就学支援等がございます。本町におきましても、ほとんどの支援施策を実施しており、目玉支援策として高校生世代までの医療費無料化をいち早く実施いたしております。

しかし、前述のように、大学生の医療費まで無料化する自治体が出てきており、また現在、全国の自治体の3分の1が高校生まで医療費を助成しております。もはや高校生までの医療費無料化は、もう先進事例ではなくなってきております。

北海道上川管内の南富良野町では、既に22歳の大学就学中まで医療費全体を無料にしており、そのほか特筆すべき事例として、当麻町というところでは、小・中学校の修学旅行費を全額助成、高校生への就学支援、3年間に15万円、また1歳から中学生まで誕生日に絵本や花束などを贈呈しており、特に1歳の誕生日には、町長みずから御自宅に届けているそうでございます。

ほかにも、地元高校入学者に入学金として10万円助成、大学に進学する際に、未来を育む人材の育成支援として奨学金として50万円の支給や、奨学生が卒業後2年以内に帰郷して町内に就職した場合には、奨学金の返還を免除するなどの支援策を実施している町村もございました。

このように自治体間競争を勝ち抜いていくためには、独自性があり、よりインパクトのある支援策を講じていく必要があると考えます。

幼児教育については、国の施策により、10月より幼児教育・保育の無償化が実施されますが、給食費はこれまでどおり保護者の負担となっております。

先般、郡内の神戸町が町立幼稚園の給食費を町費で賄うという方針を打ち出されました。本町においても、こども園の給食費の無償化を検討してみてもはどうでしょうか。

また、小・中学生保護者への特色ある輪之内町独自の支援策を考える必要もあるのではないのでしょうか。小・中学校の保護者が負担する学費には、副教材等の学習費、修学旅行費等の積立金、それから給食費、PTA会費などがあります。その中で、前述の修学旅行費の全額助成するとか、PTA会費の全額助成を考えてみてはどうか。町PTA連合会の補助金がございますが、各学校でのPTA活動には目が向けられておりません。

それから、6年前に一般質問で取り上げ、その後も他の議員からも言及されています学校給食の無料化も、そろそろ検討する時期に来ているのではないかと思います。確かに学校給食法第11条に、施設・設備並びに運営に要する経費以外の経費は保護者が負担すると規定されておりますが、徐々に無料化を実施する自治体がふえてきているのも事実でございます。

## 2. 住宅支援について。

住宅支援は、移住・定住の取り組みに欠かせない支援策であります。本町の助成支援策として、輪之内町太陽サンサン補助金、住まいる住宅助成金、輪之内町三世代同居・近居助成事業などがあります。

研修先の北海道上川管内の各市町村でもさまざまな支援を実施しており、農業のほかにも林業も盛んであることから、各町産の木材利用に対する補助がたくさんありました。

その中で特筆すべき事例としましては、先ほどもありました当麻町のおかえりふる里応援事業として、町に戻り住宅を建築する方には、町産材を使用する場合は450万円、使用しない場合でも200万円を補助しており、この人口7,000人の町のこの支援策に驚きを隠すことができません。

また、東神楽町では、平成元年から始まった大規模宅地開発により、平成2年に5,700人だった人口が平成12年に8,000人、平成25年には1万人に増加し、以後1万人を維持しております。

そのほかにも、物置やカーポート等にも助成をしている町村もございました。

おかえりふる里応援事業は、本町の三世代同居・近居助成事業と同種の事業ですが、補助金の額に大きな違いがあります。もちろん、財政力の違いや地域環境等、さまざまな状況の違いもあると思いますので一概には言えませんが、また費用対効果も確認していく必要もあるかと思えます。

以前にも質問いたしました。本町においても特色のある町独自の住宅支援策を考え、

若者の移住・定住促進に努め、真の子育て環境日本一を目指していかなければなりません。

最後に、子育て支援・住宅支援制度では特別目を引く事例はありませんが、特色あるまちづくり施策を実施し、多くの移住者により人口が年々増加している上川管内の東川町を紹介しておきます。

東川町は、大雪山連峰の最高峰、旭岳を有し、その美しい風景を生かして写真の町を宣言し、夏の祭典、国際写真フェスティバルや全国の高校写真部を対象に写真甲子園を開催するなど、特色あるさまざまなイベントを行っております。また、旧東川小学校校舎を再利用して市町村立として全国初の公立日本語学校を開校し、ベトナム、タイなどのアジア諸国から留学生を受け入れ、外国人職員も多数配置するなど、外国人住民登録者数が増加しております。

そのほかにも、東川町の応援者が投資、寄附によって株主となり、まちづくりに参加するひがしかわ株主制度や、子供の誕生を祝い、旭川家具の職人による世界に一つだけの手づくりの椅子を贈るなどの取り組みを積極的に推進しており、人口減少時代に定住者がふえるまち「東川スタイル」という書籍まで出版されております。

以上、今後の人口減少対策における移住・定住の取り組みについて、町長の御見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

#### ○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

上野議員からは移住・定住の取り組みについて、2つの御質問をいただきました。順次お答えをいたしたいと思っております。

その前提としては、今回の御質問に上がっている4つの町、これが移住・定住施策を展開するに至る背景、そしてその各種のデータ、これを私なりにちょっと探りました。ただ、この結果分析については、私の私見であることをまずもってお断りしておきたいと思っております。

まず、人口に関してであります。平成27年国勢調査のデータでは、南富良野町が2,555人、当麻町が6,689人、東神楽町が1万233人、東川町が8,111人となっております。

この人口規模を念頭にいただきながら、私が注目したのは、平成22年から27年まで、いわゆるこれは22年も国勢調査の年、27年も国勢調査の年でありますけれども、この5年間における人口の増減率で最も人口減少率が高かったのは、南富良野町で235人の減、9.2%のマイナス、当麻町の375人の減、5.6%のマイナス、ちなみに当輪之内町では、その間における人口の状況は、55人の減で0.5%の減というふうになっております。

また、注目すべきは、東神楽町では同期間に1,033人の増で10.1%のプラス、東川町

は260人の増で3.2%の増という結果になっておりまして、同じ上川管内でもでこぼこの状況ということでございます。

また、これは人口問題を考えるときに、将来人口はどうなるんだろうと予測と常に対比されながら議論されるわけでありましてけれども、将来人口推計に関して、今から26年後、2045年の予測値を見てみますと、いわゆる国立社会保障・人口問題研究所、よく我々が引用する社人研のデータというものでありますけれども、そういったものに目を向けてみますと、いずれの町もマイナスになっております。ある意味では日本全体が減るということですから、ある意味、その推計がそうなるのも当然の話であるんですが、いずれの町もマイナスになっております。特に南富良野では46%の減少、半減すると。当麻町でも、同じく43.6%のマイナスという推計になっております。ちなみに、推計はあくまで推計なんですけど、当町は2045年の推計値でどうなっているんだという話になりますと、当町はマイナス13.4%という状況になっております。

また、高齢化率、これは御案内のとおり、人口に占める65歳以上の割合ということですが、それに目を向けてみますと、4つの町のうち、東神楽町だけが25.6%と20%台をキープしますけれども、あとの3町はいずれも30%台、当麻町に至っては39.8%、ほぼ40%が高齢化するという状況で、これは何を意味するかといえば、逆に言えば、若年層や生産年齢人口の比率が低いということになります。

また、4つの町の財政状況に目を向けてみますと、平成29年度の数値でございますが、財政力指数、これは高ければ高いほど財政自由度が高まるという数値であります。当町では0.6という数字なんですけど、4つの町はいずれも0.4以下、東神楽町が0.39という数字を示しておりますが、南富良野では0.12%、よく昔、「3割自治」という言葉が言われましたけれども、3割どころか1割にもならないような町もあるということでございます。そういう意味では、非常に脆弱な財政基盤のところ自治体運営を迫られている、極めて厳しい状況の町だということでございます。

それと、経常収支比率というのがございます。要は経常費用を経常的に収入できる財源でどうやっているか、これが高ければ高いほど、逆に自由なことが何もできないと、経常経費だけで全部お金を使っちゃう経常費が、経常財源が充当されてしまうという数字なんですけど、ちなみにこれは当町の場合でいきますと77.6%という数字なんですけど、4つの町はいずれも80%以上、その中で最悪の数値を示しております南富良野では95.4%、つまり経常財源のほとんどが経常費用で消えてしまうという、新しいことがなかなかできない状況ということがうかがえるわけでありまして。

このようなデータを整理していきますと、見えてくるのは何かという話になるんですが、共通して言えるのは、このまま何の手も打たなかったら町政運営自体ができなくなるという危機的状況、そういう危機感があるから、逆に言えば移住・定住に重点を置いた施策展開、こういったものをせざるを得なかった部分がある。もちろん、その各団体

が意思的にそれをやることの意味は非常に大きいものがございませうけれども、その背景には、そうせざるを得なかったという状況もあったんだらうということを感じました。

それらの分析を前提に置いて、1つ目の質問である子育ての支援、こういったことについてお答えをしたいと思います。

当町においても、少子化、子育て世代の減少が徐々にあらわれてきております。子供のいる家庭にとって暮らしに直結する子育て支援策は、大変気になる視点でありますし、いかに住みやすく、子供の福祉・教育に手厚いか、それが子育て世代の移住・定住の鍵になるということは、これは言うまでもないと、そんなふうに思っております。

当町でも出産祝金でありますとか、高校生世代までの医療費の無償化、絵本のプレゼント等は、他市町に先駆けて実施しております。

議員も御承知のとおり、10月からスタートする幼児教育・保育の無償化では、認定こども園の利用において、3歳から5歳までの全ての子供の利用料と住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳までの子供の利用料等が無償化されることになりました。当町においても、そうすべく条例の整備を初めとして所要の準備を進めているところでございます。

その一方で、国は、通園送迎費、食材料費などについては、これまでどおり保護者の負担ということにしております。ただ、この点についてであります、当町では、かねてより子育て支援の一つとして、町内こども園で提供している給食の食材料費については既に公費負担をしておりますので、無償化を既に行っているということでもあります。

小・中学校の修学旅行費、PTA会費の全額助成という御提案についてであります、修学旅行につきましては、小・中学校ともにバス代等は公費で既に負担をしております。PTA会費については、これ自体は、いわゆる保護者の活動の費用ということで、言ってみればPTAという組織を維持する、意思的に組織する気があれば、それはやっぱり負担が伴うということもあろうかと思っておりますので、会費自体をどうすべきなのか、活動をどうすべきなのか、まずは公費負担云々の前に、会員の皆様がPTAについてどんな感覚で何をしようとする、もう少し深掘りした議論が要るのかなという感じがしております。

現段階では、子育てという意味では教育環境の整備というものは大変重要になってきておりますけれども、教育環境のハード面の整備では、全室のエアコン整備でありますとかトイレの洋式化、そしてここ数年来、小学校の大規模改修工事等を順次実施してきております。

ソフト面では、英語教育の充実、防災士養成講座の開催、そしてICT教育に必要なタブレットの導入等々、子供の教育に力を入れておるといことは皆さん御案内のとおりでございます。

さて、お尋ねの義務教育小学校の教育費の無償化については、以前にもたしか御質問があつて答弁いたしておりますけれども、現状では変更の必要性がまだまだ、もう少し



完全無償化というには検討を要すると考えております。言いかえれば、現状は当時お答えした時点と余り変わっていないのかなという感じでございます。

公費による補助というのは、私の考えとしては、未来を担う子供たちの教育水準を上げる方向で取り組んでいくと、これはひいては子育て支援につながるものではないのかなと、そんなふうを考えております。

続いて、2つ目の住宅支援策についてお答えをしたいと思います。

上野議員もおっしゃるように、当町では住宅支援の施策として輪之内町サンサン補助金、住まいる住宅の助成、三世代同居・近居助成のほかに、住宅における耐震関連の助成、また福祉関連でも住宅関連の助成制度などを幾つか展開しております。

御紹介のあった各町の住宅支援策は、先ほど言及されたとおりでございますけれども、議員からは、確かに同じようなことをやっているんだけど、その補助する金額に大きな違いがあると御指摘がございました。これについては、議員御自身も財政力の違いだとか地域の関係等、さまざまな違いがあって一概には言えないなどおっしゃいました。まさしくそういうことだと思います。

例に挙げられました破格の補助金額を掲げている当麻町については、人口の推移、その構成分布、将来の人口推計、そして財政状況、全てを勘案して背に腹はかえられない、このままでは先が見えない、そういう意味では多少イニシャルコストがかかっても人口増加策をとらないと立ち行かないと、そういう判断のもとで実行されたものと推測をしております。そういう意味では、これをそのままストレートに当町の施策に、そのレベルの補助金額を持つてくるということにはちょっと違和感を感じざるを得ません。

ただ、地方自治体経営として何が基礎的条件かといったときに、実は人口が基礎的要件であることは、もうこれは疑いのない話なので、人口の増加策というのはいかなる意味においても常に考えていかなければならない問題だということだけはつけ加えさせていただきます。

確かに高額な補助金をうたうということのインパクトは大きいと思います。しかし、現状私どもが施策として考えているのは、あくまでも輪之内町へ移住・定住を考える方のきっかけになればという思いであり、個人の財産形成に大きく助成することにまでは射程距離を伸ばしておりません。なぜかと、いろいろ考え方はあろうかと思いますがけれども、数百万単位のお金を個人に寄附することの意味は、ある意味個人の財産形成につながってしまうという部分があるわけですね。これについては、今、現に住んでおられる住民の方々の心情的な問題を考慮しなければいけないだろうと。今、既に住んでおられる方は、おのおの個人の財産をその努力で形成されておみえになります。そういったことを考えますと、住宅支援としてかなりの高額な助成施策は、その部分だけに限ってみれば部分最適かもしれないけれども、全体、これからの住民のあり方、そういったものを考えたときには、必ずしも全体最適にはつながらないんじゃないのか、そんなふ

うに受けとめております。

それよりも、当町の各種住宅支援策のラインアップ、もう少し対象を広げるとか、そういうラインアップを広く設定することがむしろ重要なんだろうと、そんなふうに思っております。

また、東神楽の施策にも言及されております。大規模な住宅開発によって各種指標が良好な数値を示していることは御指摘のとおりです。これも30年前に同じような危機的状況に直面してのハード整備が結果として功を奏した事例だと思われま

す。また、東川町の事例では、数々の施策展開により、冒頭でも述べましたけれども、平成22年国調から27年国調の推移を見てみますと、3.2%の人口増ということになっております。その人口増につながっている要因について、産学社というところが出版しました「東川スタイル」という雑誌がございます。人口8,000人のまちがともにつくる魅力の価値基準ということで、慶應大学の先生が書かれた本がございます。ここでも幾つかの事例紹介がされておりまして、その中には参考にすべき部分もありましたので、この本についても読ませていただきました。

東神楽町ではハード、東川町はソフト面で、それぞれに施策が功を奏した事例というものがございます。当町の人口増加策に長所と思われる部分を反映させねばならないことは論をまちません。

ただ、日本全体の人口減少が予測される中で当町の人口増加を実現するためには、現在の施策とは不連続なほどの抜本策を打ち出さないと、その成功すら望めないというのも、これもまた事実でございます。どこまで許されるのか、議論を深める中で、今後はソフト面の施策については不断の見直しを図り、その位置づけを再確認し、その内容をさらに使い勝手のいいように充実させていく必要があると、そんなふうに考えています。

行政主導の住宅施策などのハード面については、土地の選定や事業手法、例えば民間のデベロッパーと共同で開発を進める等、ノウハウを生かしながら、やっぱりより使い勝手のいい住宅、そして住みよい町、そういったものにつなげていく必要があると思っております。

それと、本町でも空き家というものがぼちぼち出てきております。そういった空き家の有効利用等々も踏まえて、施策として何を目的にしているのかというコンセプトを明確にしなが

ら既存の住民の方々の理解を得る、それを全体最適という言い方がいいかどうかは別として、やっぱり新入者も含めて、ここにお住まいになる方全体の幸せな環境づくりというものをどう進めていくかということになってくるんだろうと思います。全体を通じて言えることは、全てに薄く広くのばらまきでは、なかなか町の将来が見えてこない。そういう意味では、ある種議論を深める中でめり張りのある施策をとると、そのコンセンサスがなければ町の発展にはつながらないんだろうと、そんなふうに思っております。

これからも、先ほども申し上げましたけれども、人口が自治体運営の基本であるということであるならば、その維持、増加というものを、この町として真剣に考える時期に来ております。もちろん、今まで手を抜いていたわけではありませんけれども、地域間の競争が非常に激しくなっています。環境も変わっています。輪之内の状況を見ても、道路の環境一つをとってみてもさま変わりです。

今、いろんな情報系が発達して、ここにも仕事ができる、でも、ここにはできないこともまだありますから、そうすると、周りとどういふふうにはバランスをとりながらこのまちづくりをしていくかが重要になってくるんだらうと。その中での施策の取捨選択というものは今までよりももっとも重要になってくるんだらうと、そういうふうには今は受けとめて施策の展開をしてみたいと、そんなふうには思っております。

(6番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

6番 上野賢二君。

○6番(上野賢二君)

いろんなデータも入れながら御答弁いただきました。

私の思いはこの質問の中にほとんど書いておりますので、新たにということはないんですが、いずれにしても、全国的に出生数が減っていくわけですから、人口が減ることは間違いないんですね。そういった中で、自分の住んでいる町は、いかにしてよそよりも減らすのを少なくするかということで、地域間競争は非常に行われておるといふことをごさいますて、先ほど町長がおっしゃられました、そんな極端な大きなことをやっているのは、そうしなければならない状況にあったから、危機感が強いからそういうことがあったんだらうということだらうと思いますが、いずれにしても、我々の輪之内町として他市町に先駆けて何とか維持していくという方向性をみんなで考えていく必要があるかと思ひます。

先ほど東川町にちょっと触れましたが、その本を読んでいまして一番私が印象に残ったのは、東川町役場では職員が営業マンなんだと。そして、この町の指針として3つのないがないと、いわゆる禁句的なことですが、予算がない、前例がない、ほかではやっていないということを指針にして町が動いておるといふことが一番印象に残りました。

輪之内も、いろんな施策についてアンケートをとったり、住民の代表の方や有識者を集めていろいろ検討しておるといふことがございますが、なかなかそういったところから目新しい意見が出てこない。町の施策を皆さんに理解していただくといふような、僕は審議会だったり委員会ではないのかなあといふふうには思ひます。

なかなか住民からは、そこまでの余裕がないのか、なかなかそうした意見が出てこない。やっぱり町の担当している役場職員が本当に必死になって提案をどんどんしながら、担当者ですからそれをやっていたら、何か疑問も出てくるでしょうし、こうしたほうが

いいんじゃないかなあというような意見も、考えも出てくるんじゃないかなと思うんですね。それを積極的に、そういった職員からどんどん出てくるというような場づくりを庁舎内で行っていただきたいというふうに思っています。

理想は、やっぱり住民もしくは町民から、こういうことがあって、こういう運動が起きて、こういう活動ができてという、これが一番理想なんです、なかなかそういうこともできません。やっぱり町の職員が先頭に立っていろんなことを発案しながら、住民にそれを理解していただいて応援してもらおうということしか僕はなかなか進まないんじゃないかなあというふうに思っています。

くどいようですが、やっぱり町長もその辺は十分理解していただいて、多分どこの町よりも先に先にやりたいということだろうと思います。私もそうです。ですから、いかにインパクトがある、ええっ、輪之内町はこんなことをやり出したとか、こんなことをやっているんだというような、やっぱりインパクトのある事業を展開しながら他市町に勝っていかなければならないというふうに思っております。

これからも町を挙げて、町民挙げて、この輪之内を守っていくということをぜひとも町のほうから発信していただきたいというふうに考えております。よろしく願いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

御質問の背景として、上野議員が地域の将来について強い危機感と同時に期待感をお持ちのこともよくわかりますし、私もそれにお答えしたつもりでございますけれども、なお一層、やっぱりいろんな議論を深めながらやっていく。

先ほど三ないの話が出ましたけれども、私も三ないの公務員は要らないと思っておりますので、そういう意味で言うならば、財源がなければ外部から持ってくればいい、知恵が足りなければよそからかりてくればいい、そういった足りなければ足りるようにすると、そういう強い意思を持った職員であるべきだろうと思うし、その先頭に立つ覚悟はできているつもりでございます。

そういう意味では、めり張りのある施策をしっかりとやってくれという御意見として承りましたので、今後もその方向性を維持しながらみんなと一緒にやっていきたいなど、そんなふうに思っております。よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

（6番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

力強い決意をいただきましたので、大いに期待をしておりますし、我々も一生懸命努

力しながら一緒に頑張っていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

暫時休憩いたします。

（午前10時46分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（小寺 強君）

日程第3、議第42号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）から議第44号 令和元年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）まで及び議第52号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから議第54号 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 田中政治君。

○総務産業建設常任委員長（田中政治君）

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

令和元年第3回定例輪之内町議会の初日において本委員会に審査を付託されました案件について、9月9日午前11時25分より協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び関係職員出席のもと、審査をいたしました。

その主な経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第42号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について当委員会所管分を議題とし、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、消防県大会の応援バス代は幾らかかったのかに対し、16万3,328円の積算で計上したとのことでした。

今回の補正予算でカーブミラー等の修繕は何件見込んでいるのかに対し、現在、4件の要望を聞いているものと、残り半年間を過去の実績から四、五件ほどを見込んでいるとのことでした。

既に実施した交通安全施設の修繕はどのような内容かに対し、反射鏡5件、回転灯1件、注意喚起看板1件の修繕であるとのことでした。

交通安全施設を修繕する業者は決まっているのかに対し、その都度業者に見積書を徴収し、決めているとのことでした。

議案説明で説明があった消防県大会の経費と今回の補正額が違うのはなぜかに対し、今回の補正は、県大会に要した経費と消防費の今後の支出見込み額を精査して不足分を計上しているとのことでした。

県大会の訓練は何名で実施したのかに対し、今回の訓練内容は、2年前の県大会出場時の方法を踏まえて実施しており、選手が6名、補欠選手が6名、訓練のサポーターが12名、幹部が12名の計36名で実施したとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、三世代同居・近居の助成制度の内容や考え方について確認があり、課長から制度内容等について説明がありました。この制度の1件当たりの補助金額と期間はどれだけかに対し、1件当たり30万円で、1回限りとのことでした。

続いて、近居の範囲はどこまでを示すのかに対し、町内であれば近居の要件を満たすとのことでした。

3件の見込みとのことだが、実際に相談があったのかに対し、相談があり、そのうち2件については書類も準備済みとのことでした。

また、この制度は人口増加施策のため、住民を町内に呼び込む仕組みのものだが、既に町内に住んでいる方が転出しないようにすることも大切なのではないかとの提言があり、今後、そのような制度創設の必要性も考えていくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第42号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

#### ○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

#### ○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 高橋愛子君。

#### ○文教厚生常任委員長（高橋愛子君）

続きまして、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

令和元年第3回定例輪之内町議会の初日において当委員会に審査付託されました案件

について、9月9日午前9時30分より、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長、関係職員出席のもとに審査をいたしました。

その経緯と結果を報告します。

最初に、議第42号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、ごみ袋の製造単価と販売価格との差額はどれくらいかに対し、可燃大のごみ袋で製造単価は9.8円で、販売価格50円とのことでした。

住基カード及びマイナンバーカードはどれくらい普及し、どのように役立てられているのかに対し、住基カードについては、平成27年12月末で廃止しており、発行枚数については226枚でした。また、マイナンバーカードについては、平成31年3月末で731枚発行しており、現在の使用用途としては、身分証明やe-Taxであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、安八郡広域連合の職員派遣は現在も行っているのか、あわせてその派遣期間はどれくらいかに対し、安八郡広域連合へは現在も職員2名を派遣しており、その期間は、おおむね2年程度であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、地域学校協働活動について、具体的にどのようなことをサポートしてもらうのかに対し、今年度は主に授業や学校行事など学習支援活動と、清掃活動など学校周辺環境整備の支援を考えているとのことでした。

スクールサポーターの募集状況はどうなっているのかに対し、スクールサポーターは、各校15から20人が登録しているとのことでした。

保険料は何名分を見込んでいるのかに対し、小・中学校全体で95名ほど見込んでいるとのことでした。

コーディネーターの役割とはどのようなことかに対し、総括的推進員を町に1人、学校推進員を各学校に2名ずつ置き、学校と地域学校協働推進員と協働連携し、地域と学校を結ぶ役割を担うとのことでした。

屋内消火栓設備、ホースを買いかえるのは、10年たつと劣化しているという考えからかについて、10年以上経過したものは耐圧試験が必要で経費もかかることと、有事の際に使用できるよう配備する必要があるため取りかえるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第42号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会所管分については、原案の

とおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第43号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、通勤手当はどのように算出しているのかに対し、インターネットの地図サービスを利用し、最短距離で算出しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第43号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第44号 令和元年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、児童発達支援事業特別会計はいつごろ創設されたのかに対し、輪之内町ことばの教室から輪之内町児童デイサービスセンターへと事業を移行した平成21年度に創設された特別会計であるとのことでした。

補正理由の人事異動とはいつ発令されたものかに対し、平成31年4月1日付の人事異動であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第44号 令和元年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第52号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、輪之内町内に事業所内保育施設を設置している事業者はいるのかに対し、事業所内保育施設を設置している事業者はいないとのことでした。

将来的に家庭的保育事業等を町内で開設する見込みはあるのかに対し、現在のところ、町が家庭的保育事業等を開設する予定はないが、今回改正する条例は、民間事業者が町内で開設する場合に遵守してもらう基準を定めているものであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第52号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第53号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、1号認定、2号認定、3号認定の違いは何かに対し、1号認定は、満3歳以上の教育の認定を受けた子供、すなわち幼稚園部である。2号認定は、



満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた子供で保育園部である。3号認定は、満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子供で、2号認定と同じ保育園部であるとのことでした。

3号認定子供については、幼児教育・保育の無償化がスタートする10月以降も引き続き利用料を徴収するののかに対し、3号認定子供の利用料は、8段階に階層を分けている。保護者の所得に応じて該当する階層の利用料をいただくことになるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決をしました結果、全委員異議なく、議第53号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第54号 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、2号認定または3号認定子供として通園している児童の保護者が子供を妊娠し、育児休業等を取得した場合、その児童はどうなるのかに対し、この保護者は自宅等でみずから保育することが可能な状態になるため、2号認定または3号認定子供ではなくなる。この場合、緊急時や通院等の際に一時保育を利用していただくか、もしくは満3歳以上の子供であれば1号認定子供として幼稚園部を利用することも可能であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第54号 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件について、経緯の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

#### ○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

#### ○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

#### ○9番（田中政治君）

別に委員長報告に対して文句はありませんが、この書き方の中で9ページの1号認定は満3歳以上の教育の認定を受けた子供、すなわち幼稚園部である、2号認定は満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた子供、要するに保育園部であるという、こういう幼稚園部である、保育園部であるという説明は、委員会の中ではなかったと思いますし、

その2号認定は幼稚園部も兼ねていると、これを読む限りでは保育園部であると、要するに保育だけのような誤解を受けるような文言なので、やっぱりこれは2号認定は、幼稚園部と保育を兼ねた認定を受けた子供であるというふうに少し字句をつけ加えるなり、わかりやすくされたほうがいいのではないかなと思って、委員長報告では何も問題ありませんので、委員長にはその内容についてお答えをいただくことはありませんが、書き方について少しこうしたらどうかなと思ってちょっと聞きましたが、これは私の認識が違っておればだめなんで、ちょっと福祉課長さんに聞いていただけませんかやろうか。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 菱田靖雄君。

○福祉課長（菱田靖雄君）

たしか委員会の中では、最初、私が1号認定、2号認定のお話をさせていただいて、その後、補足みたいな格好で参事のほうから、1号は幼稚園のことですよ、2号は保育園のことですよという、たしか御説明を差し上げたという記憶がありますので、ちょっとこういう表現で書かせていただいたということでございます。この表現がちょっとということであれば、また改めたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

ここは本会議の場ですので、そこら辺を勝手につけ加えるとか削除するなんていうようなことは、そう簡単にできないのではないかなと思うんですが、それが可能であるならば、もう少し字句を足していただくというようなところで決着をしていただけたらどうかなと、議長の裁量でお願いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

ちょっと休憩します。

（午前11時22分 休憩）

（午前11時34分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから、議第42号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第42号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議第43号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第43号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議第44号 令和元年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第44号 令和元年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第52号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第52号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第53号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第53号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第54号 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長（小寺 強君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（小寺 強君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第54号 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

---

**○議長（小寺 強君）**

日程第4、議第45号 平成30年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第49号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、会計管理者から議案説明を受けた後、平成30年度決算特別委員会に審査を付託してあります。したがって、これから決算特別委員会委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 上野賢二君。

**○平成30年度決算特別委員長（上野賢二君）**

平成30年度決算特別委員会委員長報告をいたします。

令和元年第3回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件について、9月5、6日の両日にわたり、協議会室にて全委員出席のもと、執行部側より町長以下関係職員出席のもとに審査をいたしました。

審査は、決算書、決算説明書に基づき、各所管部署ごとに説明を求め、慎重に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、本委員会に付託されました議第45号から議第49号までを一括議題といたしました。

議第45号 平成30年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について、最初に議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

主な質疑は、共済会負担金について、議員年金制度は廃止になったはずであるが、これはどのようなものかに対し、制度廃止前に給付事由が生じた方の年金は、現在も支給されているため、その負担金であるとのことでした。

次に、総務総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

主な質疑は、臨時職員が10名とあるが、不足しているのであれば正規職員の雇用を考えてはどうかに対し、職員の定数管理の中で新規募集をしているが、応募が少ないのが実情であるとのことでした。

現在の職員数は何名かに対し、職員の定員は104名で、在職職員数は、現在、92名であるとのことでした。

現在、病気休暇の職員はいるのかに対し、1名が病気休暇を取得しているとのことでした。

特別職報酬審議会を開催しているが、何か諮ることがあったのかに対し、教育長の任期満了の時期に合わせて議員報酬、特別職の給料に関して審議していただいたとのことでした。

ラジオ放送の内容とその効果をどのように捉えているのかに対し、毎月1回、9時40分から10分間の生放送に電話で出演している。輪之内町の行事や事業、施策等を町外へも発信することを目的に実施している。ラジオという媒体を利用することは有効な手段であると考えているとのことでした。

町ホームページの更新はどのくらいの頻度で行っているのかに対し、総務課で担当者が随時更新作業を行っている。新しい情報の更新とともに、見やすいホームページの運営に努めるとのことでした。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、消火栓があってもその近くに格納庫等がない箇所が見受けられるが、それでよいのかに対し、消火栓は区の要望等により設置しており、それに伴う格納庫等は、区で設置、管理をお願いしているとのことでした。

消防用ホースは、区へ無償で払い下げをしているのかに対し、区からの要望があれば、消防団の消防用ホースの更新時に使用できるものを区に無償で払い下げをしているとのことでした。

町内に消防署が移転する見通しはあるのかに対し、大垣消防組合の施設整備計画において令和10年度に南分署の建てかえ予定があり、町としてはこれまでも町内への移転を要望してきたが、今後も引き続き要望活動をしていくとのことでした。

災害用非常食の保管場所と管理はどのようになっているのかに対し、災害用非常食は、役場防災センターや各小学校、体育センターで保管しており、更新等の管理は危機管理課が行っているとのことでした。

区長にも災害用備蓄品がどこにどれだけ保管しているのかを周知し、いつでも利用できるようにしておく必要があるのではないのかに対して、平時より災害に備えた共助、公助の連携や、情報共有、共通理解は必要であるので周知に努めたいとのことでした。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長より説明を受けました。

主な質疑は、利子割交付金は輪之内町民の金融機関等への預金利息に対するものかに対し、輪之内町民の預金利息に対する限定的なものではなく、全国の金融機関等から利子の支払いを受けるときに引かれる税金の一部が国に入り、それが県を通じ、県税と町民税の案分割合に応じて町へと交付される交付金とのことでした。

ふるさと応援寄附金が多かったが魅力は何かに対し、8月より、インターネットのふるさと応援寄附金サイトを通じ鍋やフライパンなどの調理器具を返礼品としてラインアップしたところ、多くの寄附が集まったとのことでした。

輪之内町民が他の市町へ寄附している額は幾らかに対し、212名で1,407万3,000円とのことでした。

ふるさと応援寄附金の品物の上位数件は何かに対し、1位はフライパン、2位もサイズの違うフライパン、3位は野菜の水切り器などの調理器具が上位を占めたとのことでした。

町の地場産品的なものはどのくらい出ているのかの質問に対し、1,872件のうち、お米が5件、軍手が5件とのことでした。

また、返礼品の業者側の価格設定に対し、再考してはどうかとの提言があり、今後、業者と検討していきたいとのことでした。

「就職・転職フェア」について、輪之内町役場のブースへの来場者は何名で、年齢層はどのくらいかの質問に対し、来場者全22名のうち7名で、年齢層は明確な集計はないが、若年層が多かったとのことでした。

その他、輪之内町役場への就職状況、採用状況についての質問がありました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

主な質疑は、軽自動車を13年以上所有していると軽自動車税が上がるのはなぜかに対し、環境に優しい車への買い換えを国が推奨しているとのことでした。

外国人の出国による不納欠損処分について、雇用主が納税について責任を負うべきではないのかに対し、あくまで個人が納税すべきものであるが、責任を持って対応している雇用主もあるとのことでした。

滞納者が財産を所有していたら、必ず差し押さえるのかに対し、不動産を差し押さえても競売できない場合もあり、滞納額や現在の生活状況、定期的に行う財産調書等を勘

案して個別に対応しているとのことでした。

臨戸は実施しているのかに対し、現在は実施していないが、文書、電話等の催告を定期的に実施し、自主納付を勧めている。今後は、さらに公平な税の徴収を行うため、臨戸等の実態調査も検討していくとのことでした。

標準宅地の評価額をどう決めているのかに対し、不動産鑑定士の鑑定意見や近隣市町の動向を見ながら決定しているとのことでした。

次に、会計室所管分について会計室長から説明を受けました。

主な質疑は、利子及び配当金に関し、全ての基金は定期預金で運用しているのかに対し、基金のほとんどは定期預金で運用しているが、平成30年度から2億円を20年物の債券で運用を始めたとのことでした。

債券運用をした基金の利子はどれに当たるのかに対し、一部を除く基金の運用は一括運用しているため、複数の基金の利子の中に債券運用の利子は混在しているとのことでした。

加納良造学術文化振興基金の利子が多いのはなぜかに対し、預入期間は半年で金利が0.2%という定期預金が期間限定であり、それを活用したとのことでした。

次に、住民課所管分について住民課長より説明を受けました。

主な質疑は、住民が転出する際に理由を聞いているのかに対し、異動届の中に職業上や生活上といった理由を記入する欄があるとのことでした。

やすらぎ苑の負担金割合はどのように決められているのかに対し、人口割合により案分しているとのことでした。

環境パトロールはどのような指導をしているのかに対し、野焼きについてはシルバー人材センター職員から連絡を受け、町職員が対応し、口頭で注意をしているとのことでした。

可燃、不燃、粗大ごみの処理量は、昨年と比べてふえているのかに対し、昨年度は台風被害による災害ごみを回収した影響もあり、どのごみも全体的に増加しているとのことでした。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

主な質疑は、介護保険の要介護4以上の該当者は、おおむね身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の対象になるようなことを聞いたが、該当者または家族にその情報提供をしているのかに対し、介護保険制度と障害者手帳の制度は異なるものであり、要介護4以上の方が障がい者に関する手帳を所持しているか否かは把握をしていない。もし、障害者手帳の取得が可能な方であれば、その方の状態をよく把握している主治医から情報提供があると思うとのことでした。

当町のがん検診受診率は、県内でどのくらいに位置するのか、高いほうなのかに対し、大腸がん検診と乳がん検診は、県内で上位に位置しているが、子宮がん検診は下位であ



るとのことでした。

敬老祝賀会の開催経費の内訳は何かに対し、主なものは、講演会費44万1,800円、送迎バス借上げ料24万4,080円、記念品購入費12万円とのことでした。

敬老会の出席者は何人かに対し、今年度ベースでは、対象者1,296人中の477人である。今年は約3分の1の方に出席していただける予定をしているとのことでした。

なお、敬老祝賀会に参加しやすい体制づくりとして、大型バスをやめて中型・小型バスに切りかえ、幹線道路からもう少し集落内道路に入って送迎すれば参加者がふえるのではないかという提言がありました。

障がい者介助用自動車の購入助成は、新車購入に限定しているのか、中古車の購入でも対象になるのかに対し、リフト付中古車の購入も対象になる。リフト付中古車の購入費と、その中古車にリフトがついていないと仮定した場合の購入費とを比較して、その差額を助成対象経費とするとのことでした。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

主な質疑は、元気な農業産地構造改革支援事業補助金の交付基準は何か、また町は補助しているのかに対し、営農組合等からの要望を取りまとめ、県に提出し、県が採択の判断をしている。県が助成するものに対して、町は5%に相当する額を補助しているとのことでした。

なお、県の採択を受けられない場合、町だけでも補助金を交付するよう検討してもらいたいとの意見がありました。

経営所得安定対策事業について、小麦・大豆の作付については補助金を交付しているが、飼料用米は補助金を交付していないのかに対し、飼料用米については国から直接交付金が支払われているとのことでした。

臨時職員賃金について、農業委員会事業や農地中間管理事業の業務だけに従事しているのか、また賃金は補助金の対象になるのかに対し、臨時職員は他業務にも従事しており、臨時職員賃金は補助金の対象になるとのことでした。

臨時職員賃金について、補助金の交付を受けているのなら他事業を兼務してもよいのかに対し、農業委員会事業でいうと賃金の一部について補助金の交付を受けている。残りは町単独財源を充当しているので、他業務に従事しても問題ないとのことでした。

経営体育成支援事業補助金は、どういう内容で、対象となるのはどのような施設かに対し、平成30年の台風21号により被害を受けた施設を対象に、今後も農業経営を継続していくことを条件として、農業共済等で対応できない施設の復旧費用の2分の1を国が補助するものである。対象施設は、ビニールハウスに加え畜産施設等も含まれるとのことでした。

多面的支払交付金事業について輪之内町で一つの組織になって取り組むことになったが、メリットは何か、また事務職員を雇用するというやり方をしているのは輪之内町の

みかに対し、これまで各保全会でのやり方があり、事務が統一できていなかった。組織が一つになることで事務レベルの統一や、一括して保険に加入できるなどのメリットがある。各保全会から事務費として5%いただいて職員の人件費に充てているが、近隣では、大野町や海津市、瑞穂市でも同様のやり方をしているとのことでした。

なお、農地の少ない地区は交付金も少なく、5%の事務費は大きい。事務レベルの統一は、職員が指導すればできることなので、職員の人件費に充てるのではなく、交付してもらいたいとの意見がありました。

また、ジャンボタニシの駆除について、成果が不十分なのでしっかり駆除してもらいたいとの意見がありました。

最後に、いろいろなイベントをうまく組み合わせて開催することにより、もっと多くの方にお越しいただけるような工夫が必要ではないかとの意見がありました。

次に、土地改良課所管分について土地改良課長から説明を受けました。

主な質疑は、楡保北部地区の進捗状況はどうかに対し、調査・設計が完了し、揚水機場が2カ所計画されているが、今年度、揚水機場1カ所の井戸掘り工事が発注されたとのことでした。

先進地視察はどこへ行き、それをどう生かしているのかに対し、平成30年度は東近江市へ視察に行き、農地の集積状況や自動給水装置システムについて研修を行った。県や県土連も同行し、技術的な面について参考にしているとのことでした。

また、町外への視察研修もよいが、既に整備済みの町内の状況を参考に、どうやったら管理・運営がうまくいくのか、反映させてほしいとの提言がありました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

主な質疑は、橋梁長寿命化計画とはどのようなものかに対し、5年周期で点検を行うことにより予防的な修繕を計画的に進め、橋梁の長寿命化と修繕費用の縮減を図るものであるとのことでした。

町道認定をしていない道路があるが、認定の有無で町の管理に違いはあるのかに対し、町内全域ほぼ全ての道路を認定しているが、一部短い道路について認定されていないことがあると認識している。管理に違いはないとのことでした。

堤防等の除草工事は、年に2回実施しているのか、また苦情等はあるのかに対し、年に2回の除草工事を実施している。今年は雨が多く、例年よりも通学路等の除草依頼があり、その都度職員で対応しているとのことでした。

次に、教育委員会所管分について教育課長より説明を受けました。

主な質疑は、情報教育推進事業のパソコン借り上げ料は、リース料のことか、またリース期間終了後はどうしているのかに対し、5年リースの後、3年間は無償で使用しているとのことでした。

就学援助費（準要保護児童生徒）は申請によるものかに対し、児童・生徒の保護者が

学校または教育委員会へ申請するとのことでした。

英語検定の受験料は何級から補助するののかに対し、小学生は5級から、中学生は4級から補助しているとのことでした。

高温などによる理由で夏休みのプールの実施回数が少ない現状であるが、これからも修繕していくののかに対し、夏休みだけでなく授業でもプールを使用するため、今後もしばらくは修繕対応していくとのことでした。

防災士養成講座を受講した生徒の活躍する機会を検討したらどうかに対し、地区や町の防災訓練等で活躍する機会をつくっていくとのことでした。

完全給食とは何かに対し、主食、副食、汁物、牛乳の全てそろったものを提供する給食のことであるとのことでした。

御膳米を給食で提供することはできるののかに対し、10キロずつビニール袋に入った状態で納品できれば可能であるとのことでした。

議第45号についての質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第45号 平成30年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第46号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、住民課長から説明を受けました。

主な質疑は、国保税の収入未済額は昨年と比べてどうなののかに対し、約400万円減っているとのことでした。

退職被保険者の1人当たりの医療費が昨年と比べて大幅に増加している理由は何かにに対し、退職被保険者の加入数が大きく減少していることが要因とのことでした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、議第46号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第46号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議第47号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、福祉課長から説明を受けました。

主な質疑は、保険料滞納者が死亡した場合の納付は誰に求めるののかに対し、他の財産と同様、滞納についても家族が相続することになるので、その家族に納付を求めていくとのことでした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、議第47号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第47号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第48号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、福祉課長から説明を受けました。

主な質疑は、世間では80歳ぐらいの親のもとにいる障がい等を持つ50歳ぐらいの子供

の将来が時々問題にされることがあるが、発達支援教室そらの利用児童も年を重ねていく。将来、保護者が死亡して残された場合はどうなるのかに対し、8050問題のことと思うが、最終的には、ついの住みかとしてグループホームなどの施設入所を考えることになると思うとのことでした。このことは直ちに解決できる問題ではないが、福祉課としても重要課題として受けとめているとのことでした。

8050問題とは何かに対し、障がいやひきこもり等の理由により収入が少ない50歳代の子供が80歳代の親の年金等の収入を主に生活している状態のことをいうとのことでした。

利用児童の保護者は、小学校就学の際に普通学級に入りたいことを希望していると思うが、実際はどうかに対し、保護者のほとんどが普通学級への進学を希望している。児童にとって一番重要なのは安心して学習できることであるため、就学相談等を行い、保護者や児童と一緒に進路を考えているとのことでした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、議第48号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第48号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議第49号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、建設課長から説明を受けました。

主な質疑は、平成30年度の輪之内浄化センターから搬出された汚泥量はどれだけかに対し、約440トンとのことでした。

搬出先はどこかに対し、輪之内浄化センターで脱水したものを大垣市上石津町の株式会社りゅういきへ搬入しているとのことでした。

株式会社りゅういきではどのように処理されているのかに対し、乾燥して、最終処分は、民間企業で石灰系地盤安定材の原料としているとのことでした。

一般会計から2億1,000万円繰り入れをしないと下水道事業は運営できないのかに対し、基本的には下水道使用料等の収入で運営していくものだが、接続率が低く、使用料収入の見込みも少ないため、今のところは一般会計から繰り入れが必要とのことでした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、議第49号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第49号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして、平成30年度決算特別委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、決算特別委員会委員長報告を終わります。

#### ○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

初めて聞く言葉が出ておるんですけれども、11ページの中で臨戸は実施しているのかという、この臨戸というのは何でしょうか。私はこれは初めて、特別委員会でも聞いたことがなかったように思うんですけれども、担当課にお尋ねします。

○議長（小寺 強君）

税務課長 伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

臨戸という言葉を使っていたとちょっと思っておりますが、申しわけありません、臨戸というのは滞納された方のおうちへお伺いをして、お話をさせていただいて、納税を促しているということでございます。以上です。

○5番（浅野 進君）

はい、わかりました。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから、議第45号 平成30年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第45号 平成30年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第46号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の

認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○議長（小寺 強君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（小寺 強君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第46号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第47号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○議長（小寺 強君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（小寺 強君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第47号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第48号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○議長（小寺 強君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（小寺 強君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第48号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第49号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

**○議長（小寺 強君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（小寺 強君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第49号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

**○議長（小寺 強君）**

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（小寺 強君）**

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査については、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

---

○議長(小寺 強君)

これで本日の日程は全部終了しました。

令和元年第3回定例輪之内町議会を閉会します。

11日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びになりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。大変御苦労さまでございました。

(午後0時08分 閉会)



会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年9月13日

輪之内町議会 議長 小寺 強

署名議員 土井田 崇 夫

署名議員 高 橋 愛 子